

熊本県土木部建設工事総合評価落札方式 ガイドライン

適用年月日：令和7年（2025年）12月1日
以降の入札公告から適用

令和7年（2025年）12月1日版

熊本県 土木部

はじめに

公共工事は、調達時点で品質を確認できる物品の購入とは基本的に異なり、受注者の技術的能力等により品質が左右されます。そのため、発注者は、個々の工事の内容に応じて適切な技術的能力を持つ企業を競争参加者として選定するとともに、技術的能力を評価した落札者の決定や適切な監督・検査等の実施により公共工事の品質を確保する必要があります。

一方で、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が平成17年（2005年）3月に成立、4月から施行されました。本法律では、公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならないと規定されています。

また、令和元年（2019年）6月には、品確法、入契法、建設業法のいわゆる「担い手三法」の改正が行われ、公共工事の品質確保を具体化する「担い手の中長期的な育成・確保の推進」を柱とする基本理念を実現するための施策が示されました。

本県においては、平成17年度（2005年度）から技術提案等を入札参加者に求め、これと価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を試行しており、今後も工事の特性に応じた適切な活用を図ることとしています。

本ガイドラインは、熊本県土木部が発注する建設工事を対象として、その品質確保を図っていくため、総合評価落札方式の入札における一般的な考え方を示したものです。

各工事における、具体的な総合評価落札方式に関する評価基準等については、工事毎の入札公告等で個別に設定されますので必ず熟読の上、技術申請書等を作成して下さい。

令和7年12月1日以降入札公告分より、原則として電子申請システム（LOGOフォーム）により、必要事項を入力し、提出書類をアップロードの上、入札公告に示した提出期限までに申請しなければなりません。電子申請による提出資料の提出方法等については、総合評価落札方式技術申請書電子申請化入札参加者マニュアルを必ず熟読の上、申請を行ってください。

※総合評価落札方式のメリット

○発注者側のメリット

- ・価格と品質が総合的に優れた内容の契約により、優良な社会資本整備を行うことができる。
- ・価格と品質の二つの基準で落札者を選定することから、談合が行われにくい環境が整備されることも期待できる。

○受注者側のメリット

- ・必要な技術的能力を有する建設企業のみが競争に参加することで、高い技術的能力と地域の発展に対する強い意欲を持つ企業が成長できる環境が整う。
- ・技術的能力を審査することにより、建設企業の技術力向上に対する意欲を高め、建設企業の育成に貢献する。

《問い合わせ先》

熊本県土木部 土木技術管理課 技術管理班

電話 096-383-1111（内線 53253） （直通）096-333-2491

目 次

1. 総合評価落札方式の概要	P. 1
1-1 導入の目的	P. 1
1-2 概 要	P. 1
1-3 種 類	P. 2
1-4 実施手順	P. 3
1-5 適 用	P. 4
2. 総合評価算定基準	P. 5
2-1 評価値算定	P. 5
(1) 評価値の算定方法	P. 5
(2) 自己採点型の導入	P. 5
2-2 落札者決定方法	P. 7
(1) 落札者の決定方法	P. 7
(2) 落札者の決定基準	P. 7
2-3 評価項目	P. 8
(1) 通常工事型（基本型（Ⅰ、Ⅱ）及び簡易型（Ⅰ、Ⅱ））	P. 8
(2) 担い手育成型（試行）（N型）	P. 10
2-4 評価基準	P. 11
(1) 施工計画	P. 12
(2) 企業の評価	P. 15
(3) 配置予定技術者の評価	P. 29
(4) 施工体制の評価	P. 36
3. 総合評価審査会	P. 42
4. 学識経験者の意見聴取	P. 42
4-1 意見聴取の目的	P. 42
4-2 意見聴取の時期	P. 42
4-3 意見聴取の方法	P. 42
4-4 意見聴取の非公開	P. 42
4-5 学識経験者の定義	P. 42
5. 評価内容の担保	P. 43
5-1 施工計画の担保	P. 43
5-2 地域貢献度の担保	P. 43
5-3 登録基幹技能者の評価の担保	P. 43
5-4 週休2日の取り組みの評価の担保	P. 44
5-5 ICT施工の取り組み（試行）の評価の担保	P. 44
5-6 配置予定技術者評価の担保	P. 44
5-7 若手技術者の追加配置の評価の担保	P. 45
5-8 若手技術者の配置の評価の担保（簡易型Ⅰ-N又は簡易型Ⅱ-Nのみ）	P. 45
5-9 工事成績評定への反映方法	P. 46
6. 事前登録制度	P. 47
6-1 適用範囲	P. 47
6-2 令和7年度（2025年度）の事前登録項目	P. 47
6-3 事前登録制度の流れ	P. 47
6-4 事前登録の更新及び新規登録	P. 47
6-5 合併特例措置	P. 48
6-6 経常建設共同企業体を登録又は解消	P. 48
6-7 事前登録制度関係様式	P. 49
「事前登録申請に関する詳細事項」	P. 56
7. その他	P. 68
7-1 情報公開	P. 68

(1) 入札前	P. 68
(2) 入札後	P. 68
7－2 開示請求	P. 68
7－3 秘密保持	P. 68
8. 総合評価落札方式の手順	P. 69
8－1 総合評価落札方式（事前審査、施工体制確認型）J V 手順フロー	P. 69
8－2 総合評価落札方式（事後審査、施工体制確認型）基本型・簡易型 手順フロー	P. 70

1. 総合評価落札方式の概要

1-1 導入の目的

公共工事を取りまく環境は、近年大きく変化しており、価格と品質が総合的に優れた工事であると同時に、環境や省資源への配慮、維持管理費の削減といった多様なニーズを満たした工事が求められています。

平成17年（2005年）4月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」いわゆる品確法に基づき、熊本県においても総合評価落札方式による入札を実施し、価格と品質が総合的に優れた内容の契約を目指します。

【品確法に関する規程】

- 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）
平成17年4月1日施行；令和6年6月14日最終改正
- 公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について
平成17年8月26日閣議決定；平成26年9月30日最終変更
- 発注関係事務の運用に関する指針 平成27年1月30日 各省庁連絡会議申合せ
- 熊本県土木部建設工事総合評価落札方式実施要領 伺定 平成18年1月20日
最終改正 令和2年10月1日

1-2 概要

品確法は、現在及び将来にわたって公共工事の品質を確保し、その担い手の中長期的な育成・確保を促進していくことを目的としており、以下の3点がポイントです。

《品確法のポイント》

- ①公共工事の品質確保に関して、その基本理念と発注者の責務を明確にする。
- ②価格競争から、価格と品質が総合的に優れた調達への転換を図る。……総合評価落札方式
- ③発注者をサポートする仕組みを明確にする。

特に公共工事においては、工事の品質を確保するために「価格と品質の双方が総合的に優れた内容の契約」の実施、つまり総合評価落札方式の適切な活用が求められています。

総合評価落札方式とは、価格だけで落札者を決定していた落札方式と異なり、品質を高めるための新しい技術やノウハウなど、価格に加えて価格以外の要素を含めて総合的に評価する落札方式のことです。価格と品質の双方とも評価することにより、総合的に優れた内容の契約を行うことが可能になります。

なお、公共工事における「品質」とは、工事目的物そのものはもとより、工事の効率性、安全性、環境への配慮等、工事の実施段階における様々な特性、つまり工事そのものの質も含まれます。



入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、価格と品質を数値化した「評価値」が最も高いものを落札候補者とするにより、価格と品質が総合的に優れた企業を選定します。総合評価落札方式においては、新しい施工方法や施工上の工夫などの技術提案や同種工事の施工実績、工事成績等が評価の対象となります。

1-3 種類

○熊本県土木部における総合評価落札方式の型式

熊本県においては、総合評価落札方式の円滑な実施を図るため「技術提案型」・「基本型」・「簡易型」の3型式により組みめます。

技術提案型：高度な技術提案を要する工事について、コスト縮減、機能向上、社会的要請に関する技術提案や同種・類似工事の実績、工事成績等に基づき品質と入札価格とを総合的に評価するもの

基本型：技術的な工夫の余地が大きい工事について、施工計画や同種・類似工事の実績、工事成績等に基づく品質と入札価格とを総合的に評価するもの

簡易型：技術的な工夫の余地の小さい一般的な工事について、施工計画の評価を必要とせず、同種・類似工事の実績、工事成績等に基づく技術能力の評価と入札価格とを総合的に評価するもの

○評価方式比較表

	簡易型	基本型	技術提案型
対象工事	・技術的な工夫の余地が小さい工事	・技術的な工夫の余地が大きい工事	・高度な技術提案を要する難易度の高い工事
評価項目	・企業、配置予定技術者の施工実績、経験及び工事成績等	・施工計画（品質確保（向上）、安全確保（向上）、課題対応の中から選択） ・企業、配置予定技術者の施工実績、経験及び工事成績等	・コスト縮減、機能向上、社会的要請に関する技術提案 ・企業、配置予定技術者の施工実績、経験及び工事成績等

○施工体制確認型の適用

総合評価落札方式を適用する全ての工事において、**施工体制確認型総合評価落札方式^{※1}**を適用します。

※1：従来の総合評価落札方式に加えて、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価する入札方式



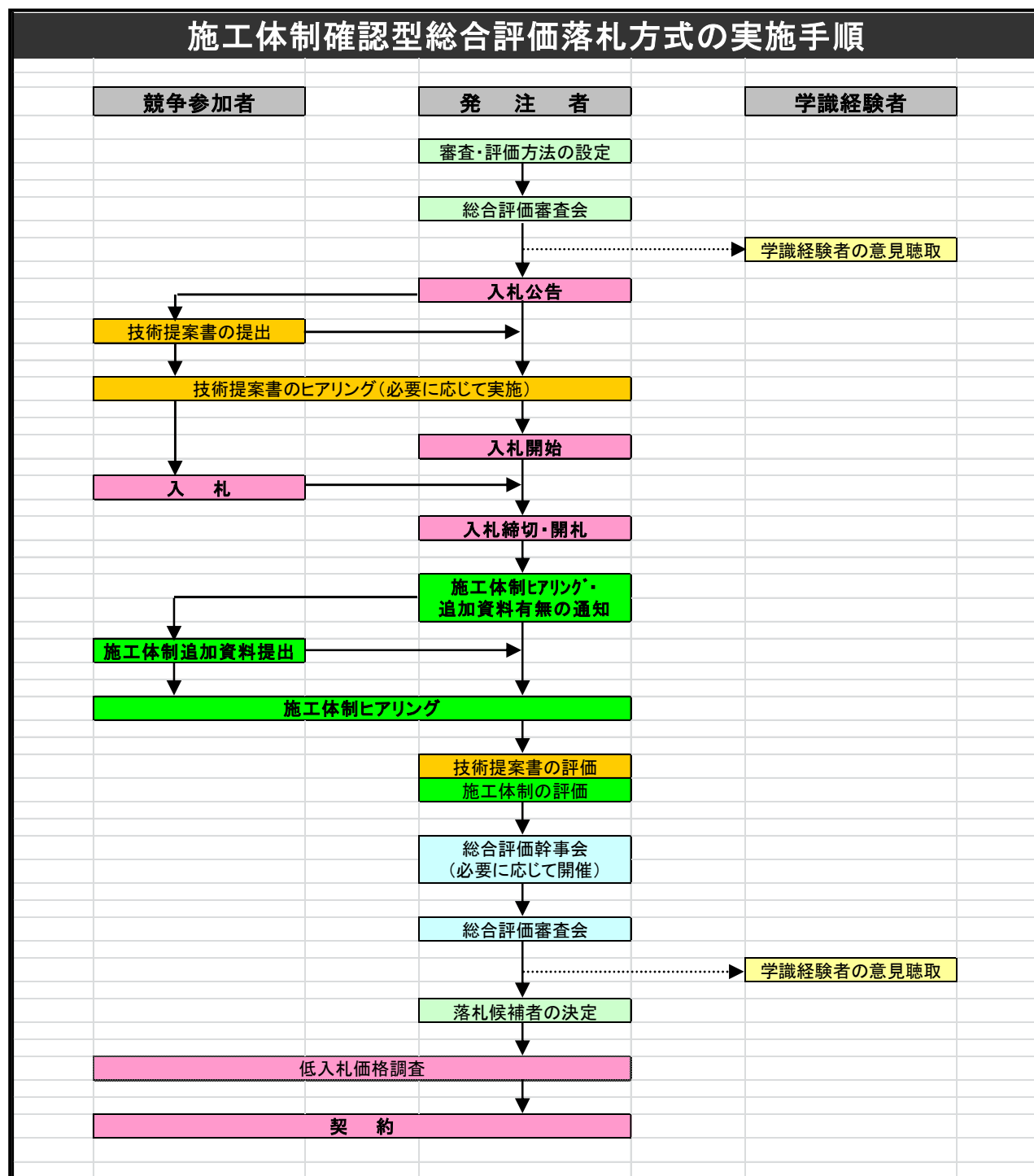
※上記に記載されている金額は税込み価格です。

1-4 実施手順

施工体制確認型総合評価落札方式による実施手順は下図のようになり、従来の総合評価落札方式との主な相違点は次のとおりです。

- ① 従来の技術提案書等による技術評価に加え、入札者の施工体制の確保状況も評価対象とする。
- ② 施工体制の確保状況を審査するため、調査書類（追加資料）の提出を求め、ヒアリングを行う。

注) 上記の追加資料及びヒアリングは、熊本県建設工事低入札価格調査実施要領に定める調査とは異なるものであり、調査基準価格に満たない価格で入札を行った者が落札候補者になった場合は、別途低入札価格調査を実施する。



1-5 適用

総合評価落札方式適用説明図(参考)

工種 金額	○競争参加資格に同種工事の施工実績を設定する工事	○競争参加資格に同種工事の施工実績を設定しない工事
5億円以上	基本型Ⅱ ※3※4 (施工体制確認型)	
5億円未満 ～ 3億円以上	基本型Ⅰ ※3※4 (施工体制確認型)	簡易型Ⅱ ※1※2 (施工体制確認型)
3億円未満 ～ 7千万円以上	簡易型Ⅱ ※2 (施工体制確認型)	
7千万円未満 ～ 5.5千万円以上	簡易型Ⅱ ※2 (施工体制確認型)	
5.5千万円未満 ～ 3千万円以上	簡易型Ⅰ ※2 (施工体制確認型)	

※1 工事の特性等を勘案し、施工計画を求める「基本型Ⅰ」の適用を妨げるものではない。

※2 簡易型Ⅰ及びⅡには担い手育成型(試行)(N型)を含む。

※3 浚渫工事については、「簡易型Ⅱ」とすることができる。

※4 工事費の費目において、製作原価又は機器単体費(建築工事においては機器類価格)を除く工事価格が3億未満の工事については、上記金額に関係なく「簡易型Ⅱ」とすることができる。

注1)「WTO案件及び技術提案型」については、本ガイドラインの適用の対象外とする。

注2)上記の型式等の区分については、工事の緊急性等を考慮し変更する場合がある。

注3)上記の説明図に記載されている金額は税込み価格である。

【担い手育成型(試行)(N型)】

現在及び将来にわたるインフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保の必要性があることから、経験の少ない技術者でも受注できるように、配置予定技術者の実績に基づく項目の評価を行わない担い手育成型を試行します。当面は比較的に技術的難易度の低い簡易型の工事に限って実施します。

若手技術者の担い手育成の観点から、配置予定技術者の入札公告日時点での年齢が満40歳未満である場合を評価します。なお、配置予定技術者の資格については、指定資格取得後の経過年数は考慮しません。

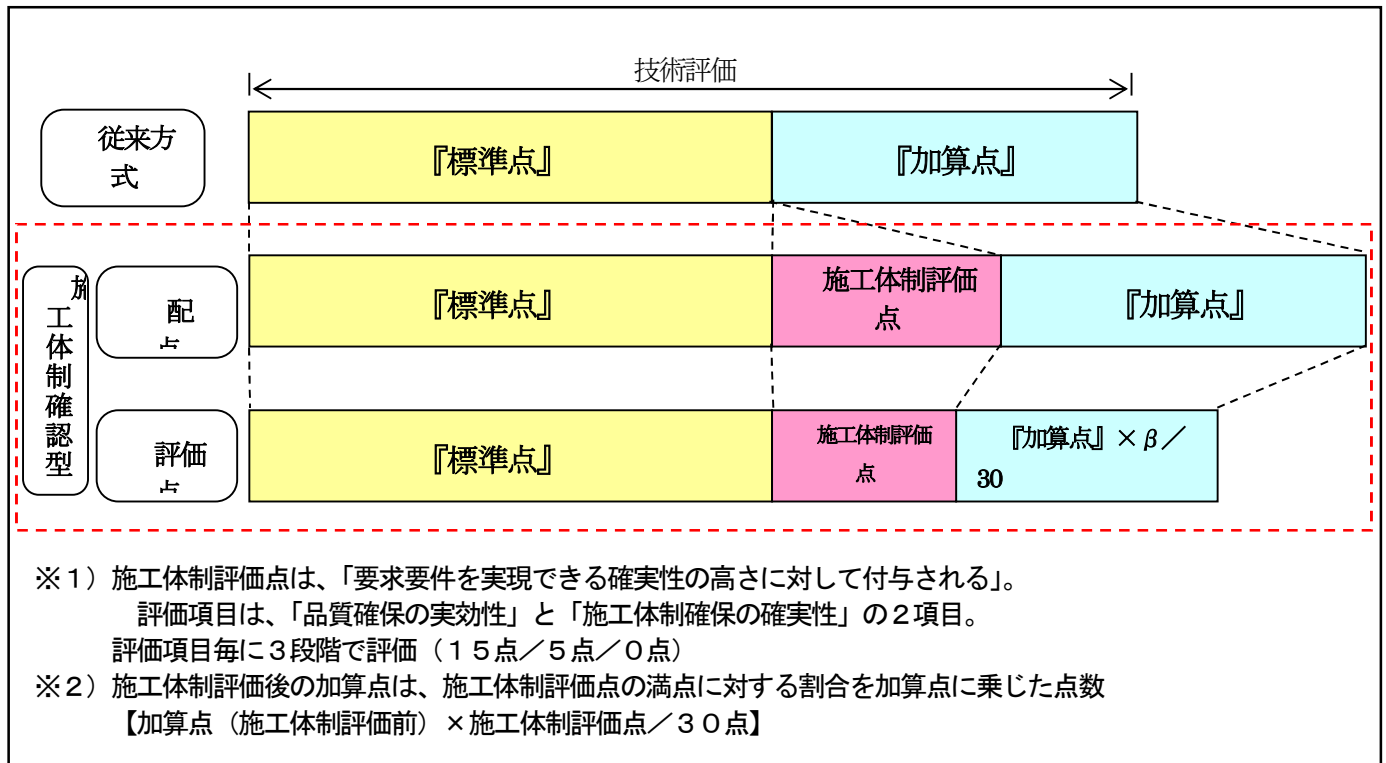
また、本型式は制度の効果や課題を検証するための試行としており、技術的難易度の低い全ての工事で実施するものではありません。

2. 総合評価算定基準

2-1 評価値算定

(1) 評価値の算定方法

- 技術評価点 = 標準点+加算点+施工体制評価点
- 評価値 = 技術評価点/入札価格 = (標準点+加算点+施工体制評価点) / 入札価格



(2) 自己採点型の導入

総合評価落札方式を適用する全ての工事において、自己採点型を適用します。

【提出資料】

- ・入札公告に添付されている自己採点表を提出^{※1}します。
- ※1 自己採点表の提出がなければ、加算点は「0点」となります。
- ・電子申請による提出の際、会社名及び評価項目をファイル名に付して提出してください。
(ファイル名の例：△△工務店(株)【自己採点表】)
- ※2 その他については「総合評価落札方式技術申請書電子申請化入札参加者マニュアル」を必ず熟読上、申請を行ってください。

【留意事項】

- ・評価基準に留意のうえ、各評価項目の自己採点を行ってください。
- ・企業名記入欄に企業名を記入してください。
- ・自己採点した点数は、自己採点表の自己採点（応札者）欄に記入してください。
- ・自己採点表の企業名記入欄、自己採点（応札者）欄以外は絶対に編集しないでください。
- ・なお、自己採点（応札者）欄に斜線が引いてある評価項目については記入しないでください。
- ・配点を超える点数を記入した場合は、該当の評価項目は0点とします。

【審査方法】

・発注者の審査は、以下のとおり行います。

①入札参加者が提出した「自己採点表^{※2}」と「入札価格」をもとに、入札者全員について「仮の評価値」を算出します。

※2 自己採点（応札者）欄に斜線が引いてある評価項目の得点は、発注者が記入します。

②「仮の評価値」が最高となった入札参加者の技術申請書を審査します。

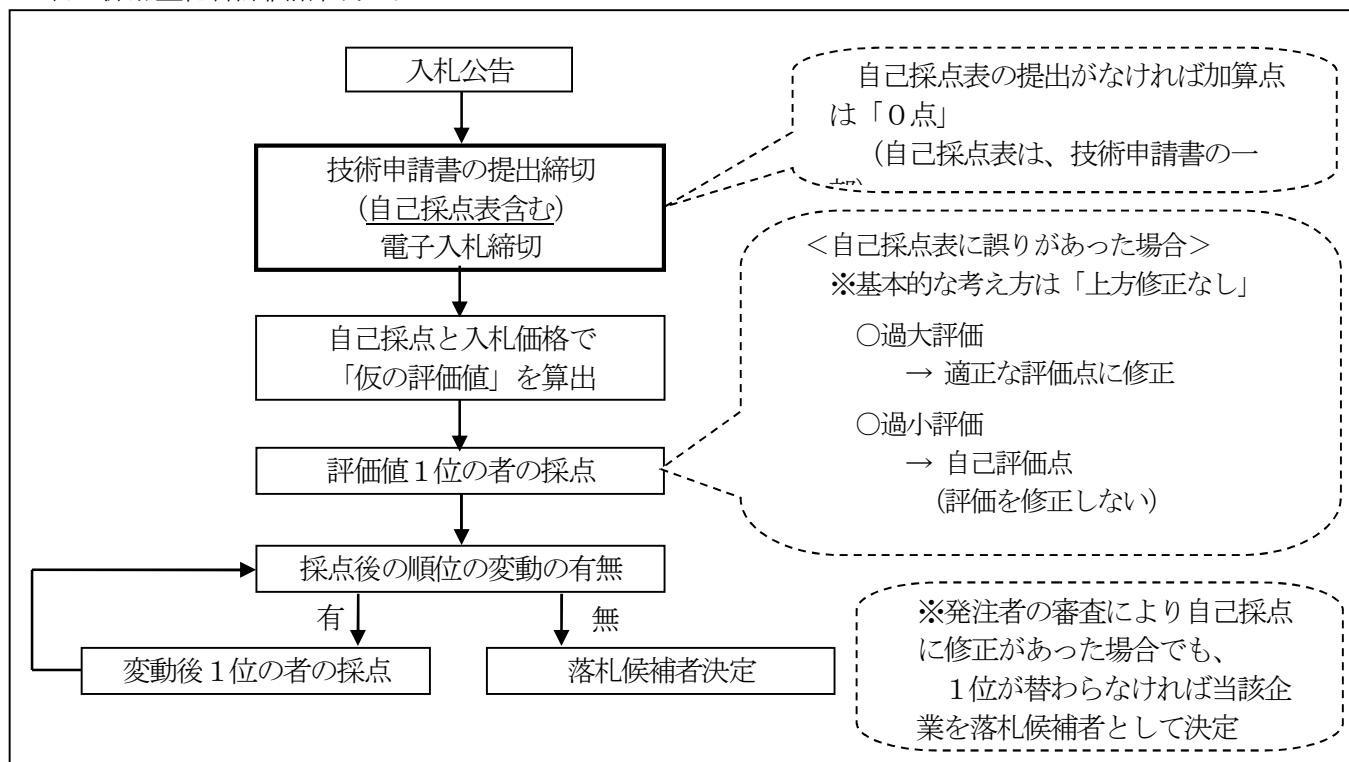
なお、自己採点表の各評価項目の点数に誤りがあった場合は、以下のとおりとします。

- ・自己採点表の各評価項目の点数が審査結果より過大である場合は、当該評価項目の適正な点数に修正します。
- ・自己採点表の各評価項目の点数が審査結果より過小である場合は、修正せず自己採点表の点数を採用します。

③審査の結果、仮の評価値が最高の入札参加者と次の順位の入札参加者が入れ替わった場合は、新たに評価値が最高となった入札参加者の技術申請書を審査します。

注) 自己採点型では、原則として仮の評価値が最高の入札参加者が提出した技術申請書のみを審査します。これにより、仮の評価値が2位以下の入札参加者の技術申請書については原則として審査を行わないため、「総合評価方式による入札の実施結果表」に記載のある技術評価点及び評価値は正しいものとは限りません。

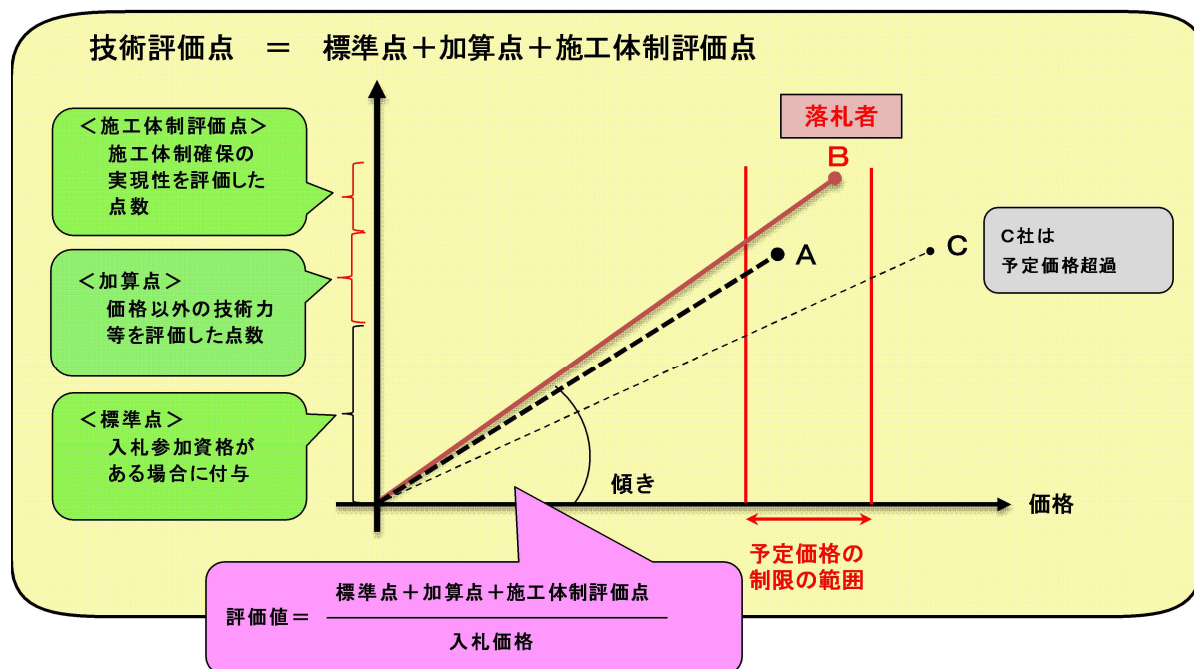
＜自己採点型総合評価落札方式のフロー＞



2-2 落札者決定方法

(1) 落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、評価値の最も高いものを落札者とします。



【解説】

評価値は、技術評価点（標準点＋加算点＋施工体制評価点）を入札価格で割ります。つまり、上のグラフで言うと傾きを表すものです。傾きが大きい方が評価値が高いという結果になります。グラフの中で、まずC社については予定価格を超えているため落札者とはなりません。つぎに、A社とB社の競争ですが、B社の方が傾きが大きいので、B社が落札者になります。このケースのように、総合評価落札方式では、入札価格が最低でなくても、技術提案等が優秀な場合、落札者となります。

(2) 落札者の決定基準

いずれの総合評価落札方式の型式においても、入札価格が予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち評価値の最も高い者を落札者とします。

評価値＝技術評価点÷入札価格＝（標準点＋加算点＋施工体制評価点）÷入札価格（円）

標準点：入札要件を満足する入札参加者に付与します。

加算点：技術提案等に対し評価項目毎の評価基準に基づき付与します。

施工体制評価点：入札公告等に記載された要求要件を実現できる確実性（品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性）について審査した結果に基づき付与します。

技術評価点の満点は、130点とします。

公表する際の結果表においては、評価値に対し100,000,000（1億）を乗じて、小数以下第4位（5位を四捨五入）までを表示します。

ただし、評価値の最も高い者が複数いる場合は、技術評価点の高い者を落札候補者とし、技術評価点が同点であるときは、電子入札システムによる電子くじにより落札候補者を決定します。

2-3 評価項目

評価項目は評価の型式毎に次のように設定します。

「基本型Ⅰ、Ⅱ」：施工計画、企業評価、配置予定技術者評価、施工体制評価

「簡易型Ⅰ、Ⅱ」：企業評価、配置予定技術者評価、施工体制評価

※簡易型Ⅰ、Ⅱには担い手育成型（試行）（N型）を含む

（１）通常工事型（基本型Ⅰ、Ⅱ）及び簡易型Ⅰ、Ⅱ）

○型式毎の施工計画、企業及び配置予定技術者の評価項目（土木一式工事の場合）

項 目		評価項目	簡易型Ⅰ		簡易型Ⅱ		基本型Ⅰ		基本型Ⅱ	
				配点		配点		配点		配点
施工計画		品質確保（向上）、安全確保（向上）、 施工上の課題低減及び配慮すべき事項の 視点から具体的項目を設定	－		－		○	10点	○	15点
企業評価	企業実績等	同種工事の施工実績（2件）	○	5.5点	○	11点	○	11点	○	11点
		許可業種の工事成績評定点の平均点	○		○		○		○	
		優良工事等表彰の有無	○		○		○		○	
		地域精通度	○		○		○		○	
		地域貢献度（1項目は選択項目）	○		○		○		○	
	小計点の補正			5点/5.5点		10点/11点		10点/11点		10点/11点
	補正後の点数			5点		10点		10点		10点
	働き方改革	週休2日制の実施	○	0.5点	○	1.0点	○	1.0点	○	1.0点
		ICT活用工事の実施（試行）	○	0.5点	○	1.0点	○	1.0点	○	1.0点
	受注状況	当該年度受注工事件数	○	0.5点	○	1.0点	○	1.0点	○	1.0点
令和2年度災害関連等工事の受注件数		○	0.5点	○	1.0点	○	1.0点	○	1.0点	
球磨地域振興局管内の令和2年発生災害 復旧工事の受注件数		○	1.0点	○	2.0点	○	2.0点	○	2.0点	
小 計			8点		16点		16点		16点	
技術者評価	配置予定技術者の資格	○	5点	○	10点	○	10点	○	10点	
	優良工事表彰等技術者表彰の有無	○		○		○		○		
	同種工事の施工経験（2件）	○		○		○		○		
	許可業種の工事成績評定点（1件）	○		○		○		○		
	継続教育（CPD等）の単位取得数	○		○		○		○		
	若手技術者の追加配置	○		○		○		○		
小 計			5点		10点		10点		10点	
合 計			13点		26点		36点		41点	

注）上の型式毎の評価項目と評価の型式毎の技術評価点は土木一式工事について例示したものであり、工種、条件等により項目が加除されますので、必ず入札公告に添付してある「評価に関する基準（様式10）」を確認してください。

○施工体制の評価項目

評価項目	評価基準	評価	満点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札公告等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15	15
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札公告等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5	
	その他	0	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札公告等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15	15
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札公告等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5	
	その他	0	

○型式毎の技術評価点内訳（土木一式工事の場合）

簡易型Ⅰ： 技術評価点（130点）＝ 標準点（87点）＋ 加算点（13点）＋ 施工体制評価点（30点）

簡易型Ⅱ： 技術評価点（130点）＝ 標準点（74点）＋ 加算点（26点）＋ 施工体制評価点（30点）

基本型Ⅰ： 技術評価点（130点）＝ 標準点（64点）＋ 加算点（36点）＋ 施工体制評価点（30点）

基本型Ⅱ： 技術評価点（130点）＝ 標準点（59点）＋ 加算点（41点）＋ 施工体制評価点（30点）

(2) 担い手育成型（試行）（N型）

通常型の評価項目から配置予定技術者の評価のうち、「優良工事等表彰の有無」、「同種工事の施工経験」、「許可業種の工事成績評定点」、「若手技術者の追加配置」の項目を削除し、「若手技術者の配置」の項目を追加します。若手技術者の担い手育成の観点から、「配置予定技術者の資格」の項目については、資格取得後経過年数の記載を削除し、指定資格の有無についてのみ評価します。

○評価方式毎の評価項目

項 目		評価項目	簡易型Ⅰ-N		簡易型Ⅱ-N	
			設定	配点	設定	配点
企業評価	企業実績等	同種工事の施工実績（2件）	○	5.5点	○	11点
		許可業種の工事成績評定点の平均点	○		○	
		優良工事等表彰の有無	○		○	
		地域精通度	○		○	
		地域貢献度（1項目は選択項目）	○		○	
	小計点の補正			5点/5.5点		10点/11点
	補正後の点数			5点		10点
	入札参加形態・受注状況等	週休2日制の実施	○	0.5点	○	1点
		ICT活用工事の実施（試行）	○	0.5点	○	1点
		令和2年度災害関連等工事の受注件数	○	0.5点	○	1点
		当該工事と同一許可業種の工事受注件数	○	0.5点	○	1点
		球磨地域振興局管内の令和2年発生災害復旧工事の受注件数	○	1点	○	2点
小 計			8点		16点	
技術者評価	配置予定技術者の資格	○	1点	○	2点	
	若手技術者の配置	○	0.5点	○	1点	
	継続教育（CPD等）の単位取得数	○	0.5点	○	1点	
小 計			2点		4点	
合 計			10点		20点	

○評価方式毎の技術評価点

簡易型Ⅰ－N：技術評価点（130点）＝標準点（90点）＋加算点（10点）＋施工体制評価（30点）

簡易型Ⅱ－N：技術評価点（130点）＝標準点（80点）＋加算点（20点）＋施工体制評価（30点）

2-4 評価基準

★ 電子申請における注意事項

- ・ 令和7年12月1日以降入札公告分より、原則として電子申請システム（LOGOフォーム）により、必要事項を入力し、提出書類をアップロードの上、入札公告に示した提出期限までに申請しなければなりません。
電子申請による提出資料の提出方法等については、総合評価落札方式技術申請書電子申請化入札参加者マニュアルを必ず熟読の上、申請を行ってください。
- ・ 競争参加資格確認申請書及び技術申請書に添付する書類が同一であっても、必ずそれぞれ申請書ごとに提出してください。
- ・ 評価項目ごとに添付する書類（コリンズ等）が同一であっても、それぞれ評価項目ごとに提出してください。
- ・ 内容が確認できない資料については評価しません。PDF 化の際の文字化け等にはご注意ください。
- ・ 指定のファイル形式で提出してください。
（自己採点表：エクセル、事前登録項目の認定通知書の写し：PDF、その他評価項目ごとの添付資料：PDF
（配置予定技術者を複数申請する場合はZIP ファイルにまとめたもの））
- ・ 1 ファイル 10MB まで添付可能です。（全体では 100MB）
- ・ 会社名及び評価項目をファイル名に付して提出してください。
（ファイル名の例：△△工務店（株）__（企業）施工実績）
- ・ 一つの評価項目に複数の提出資料を提出する場合においても、一つの PDF ファイルにまとめて提出してください。
- ・ 事前登録制度対象工事の場合は、事前登録項目については、提出された「事前登録項目の認定通知書の写し」により評価します。認定通知書に記載されている項目については項目ごとの提出資料は必要ありません。
- ・ 一度申請した後、技術申請書の提出期限内であれば、申請内容の差し替えは可能です。
その場合は、前回と同様に再度申請（必要事項の入力、資料のアップロード）を行ってください。
再度申請した場合は、新しい方の申請内容が採用されます。
注意点として、再度申請する場合は、差し替えが必要な資料が1つの資料であったとしても、全ての必要事項を再度入力し、全ての資料を再度アップロードする必要があります。

(1) 施工計画

企業の技術的能力や発注工事内容の理解度を評価するもので、発注者が工事内容を勘案して以下の3つの視点の中から選択し、基本型Ⅰでは4項目を設定しA～Eの5段階、基本型Ⅱでは6項目を設定しA～Gの7段階で評価します。

発注者が求めている施工計画課題の意図を入札参加者が把握できるよう評価項目を設定し、入札公告で明示します。

入札公告に示した評価項目について、施工上の工夫により、設計図書（共通仕様書、特記仕様書等を含む）に示す標準案よりも工事の品質向上が見込める具体的な提案を評価します。

1) 品質確保（向上）に関する技術的視点

本工事の実施にあたり、現場状況を踏まえて、施工方法等に関して品質確保に資する工夫の評価項目を設定します。

2) 安全確保（向上）に関する技術的視点

本工事の実施にあたり、現場状況を踏まえて、施工上の安全確保に資する工夫の評価項目を設定します。

3) 施工上の課題及び配慮すべき事項に関する技術的視点

本工事の実施にあたり、現場状況を踏まえて、施工上の課題への対応及び配慮事項に関する工夫の評価項目を設定します。

- ・基本型Ⅰは、評価項目として4項目、基本型Ⅱは、6項目を設定します。ただし、1)～3)の視点を選択（1つの視点でも可）し、組み合わせて設定することもできます。
- ・各項目に対して複数の提案が出来ますが、複数の評価対象となる提案が提出されていても、1項目における評価結果は変わりません。なお、1提案を『手法』と『効果』に分けて記載します。

【評価しない事例】

- ・設計図書に違反する記載がある項目。
- ・入札公告に示した各項目と提案内容（手法と効果）が一致しない場合や手法、効果の記載がない場合。
- ・手法について、使用する箇所（範囲）、規模（延長等）、材料、規格、期間（頻度）などの具体的な記載がない場合。
- ・記載内容について、あいまいな表現は、評価しない。（例：「適宜」、「協議により」、「できるだけ」、「極力」、「随時」、「努める」、「配慮する」、「検討する」、「原則」などは、実施が不明確であいまいな表現のため評価しない。）
- ・枚数超過、文字数超過、図や絵等を挿入した場合。
- ・一つの項目について、複数の提案を記載し、設計図書（共通仕様書、特記仕様書等を含む）に示す標準案よりも工事の品質低下が懸念される提案が1つでもある場合。
- ・一つの提案内容で複数の項目について効果がある場合もあるが、複数項目で提案内容が重複する場合、一つの項目のみの評価とする。

【基本型Ⅰの場合】

評 価 基 準		配 点
A評価	施工計画の①～④の項目に対して、4項目を評価した場合	10.0
B評価	施工計画の①～④の項目に対して、3項目を評価した場合	7.5
C評価	施工計画の①～④の項目に対して、2項目を評価した場合	5.0
D評価	施工計画の①～④の項目に対して、1項目を評価した場合	2.5
E評価	評価した項目がない場合や文字数超過、様式違い、課題の取り違い	0.0

【基本型Ⅱの場合】

評 価 基 準		配 点
A評価	施工計画の①～⑥の項目に対して、6項目を評価した場合	15.0
B評価	施工計画の①～⑥の項目に対して、5項目を評価した場合	12.5
C評価	施工計画の①～⑥の項目に対して、4項目を評価した場合	10.0
D評価	施工計画の①～⑥の項目に対して、3項目を評価した場合	7.5
E評価	施工計画の①～⑥の項目に対して、2項目を評価した場合	5.0
F評価	施工計画の①～⑥の項目に対して、1項目を評価した場合	2.5
G評価	施工計画の①～⑥の項目に対して、0項目を評価した場合	0

施工計画書の様式（基本型Ⅰの例）

（別記様式7－1）

（用紙A4）

施 工 計 画 書

工事名：

会社名：

項目	手法・効果	各項目(①～④)に対して、1つの具体的な技術的提案を記入。
①	手法	記入例) ○○○○○○施工時は、□□□□□□□□対策を実施。 箇所:○○○、材料:○○○、期間:○○後○○日間以上
	効果	○○○○○○工の△△△△△を防止し、□□□□□□□□□□□□□□ □することで、○○○○○の△△△△△を防ぐことが出来る。
②	手法	記入例) ○○○に指定されている○○～○○区間に△△△△△△△△△付きの□□□□□□を設置。 規模:L=○○m、W=○m、期間:○○○～○○○
	効果	○○○○○○時の危険防止のため、△△△△△△を設置することで、 ○○○の安全性が向上する。
③	手法	記入例) ○○○○○○使用時は、△△△△△△△△△△△△△△△を設置。 規格:○○○○○型○○○○○、期間:○○○○工施工時
	効果	○○○○工施工時は、○○○と△△が△△する恐れがあるため、事故 防止を図るため、△△△△△△を設置し、□□□□□□の安全性が向 上する。
④	手法	記入例) ○○○○○○への□□□□防止のため、△△△△△△△△△△△△△△△を設置。 箇所:○○○、規格:○○m3 1基、期間:○○○○～○○○○
	効果	○○○○○○○を△△△△△△内から○○することで、□□を□□□□ 以下に抑えることが出来る。

着色部には、各項目(①～④)に対して、1つの具体的な技術的提案を手法と効果に分けて簡潔に記入すること。

合計文字数	0字
-------	----

注意事項：
・評価の対象となる提案は、『施工上の工夫等により、設計図書（共通仕様書、特記仕様書等を含む）に示す標準案よりも工事の品質向上が見込める具体的な提案』とする

- ・枚数はA4判1枚とする。文字のポイントは12を使用
- ・提案内容は記号・句読点・スペース・改行等を全て含めて500字以内とする。半角・全角問わず1字を1文字としてカウントする。
- ・セル内の内容が全て印刷（表示）できるように、必要に応じてセルの高さを調整してもよい。
（印刷されたもので評価を行う。印刷（表示）されていない部分は評価しない。）
- ・設計図書に違反する記載がある項目は評価しない。
- ・入札公告に示した各項目と提案内容が一致しない場合は、評価しない。
- ・各項目に異なる複数の提案を記載した場合は、評価しない。
- ・空白箇所に図、表、写真等を添付してはならない。

（記載方法1）
・表を「右クリック」し、「ワークシート オブジェクト(0)」→「開く」をクリックするとExcel形式で表示されます。
・セルに提案を記載した後、右上の「×」の閉じるボタンでエクセルを終了させてください。

（記載方法2）
・表を「ダブルクリック」するとExcel形式で表示されます。
・セルに提案を記載し、カーソルを「項目」に戻したうえで、Wordのシートをクリックしてください。

(2) 企業の評価

①同種工事の施工実績

【評価の対象となる発注機関】

- ・国、熊本県又は熊本県内市町村（普通地方公共団体及び特別地方公共団体（一部事務組合又は広域連合））とします。

【提出資料】

- ・一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム」（以下「コリンズ」という。）の「竣工時登録内容確認書」の写し。
- ・最終の契約書、設計図書（図面、数量表等）の写し。《建築物にあつては建築基準法に基づく検査済証の写し》（コリンズに竣工時登録を行っていない場合や、コリンズ資料のみでは「評価に関する基準」に示した同種工事の内容確認が出来ない場合は提出）
- ・共同企業体協定書の写し（共同企業体の構成員としての実績を申請する場合で、コリンズ資料のみでは出資比率の確認が出来ない場合は提出）
- ・当該年度工事については、コリンズの竣工時登録が完了していない場合は、工事しゅん工認定書などの工事が完了していることが確認できる資料の写し。
- ・**評価項目ごとに添付する書類（コリンズ等）が同一であっても、それぞれ評価項目ごとに提出してください。**

【評価方法】

- ・入札公告で示した同種工事の実績を評価します。
- ・応札者が提出した資料のみに基づいて評価します。（提出した資料のみで、確認できない場合は評価しません。）
- ・評価する工事件数は、2件までとします。
- ・**3件以上工事実績が提出された場合は、得点が最も低い2件で評価**します。
- ・共同企業体の構成員としての実績は、原則として出資比率20%以上（ただし、特殊な工事の場合は、出資比率15%以上とすることがあります）のものに限ります。
- ・経常建設共同企業体で入札に参加する場合は、経常建設共同企業体及び全ての構成員の施工実績を評価します。
- ・当該年度の工事は、公告日において、工事目的物の引き渡し完了している工事とします。
- ・市町村においては、コリンズへの登録義務がない市町村も多数あることから、同種工事の実績が確実に確認できる資料を提出してください。

②同一許可業種の工事成績評定点の平均点

【評価方法】

- ・入札公告で示した同一許可業種^{※1}における熊本県発注工事^{※2}の工事成績評定点の平均点数を評価します。
- ※1：建設業法第二条第一項の別表第一（上欄）に掲げられた建設工事の種類とします。
- ※2：熊本県土木部、農林水産部、教育庁施設課、企業局及び県警本部が発注した工事
- ただし、「とび・土工・コンクリート工事」にあつては、同一許可業種ではなく、「発注工種」とし以下の括りにより、平均点を算出します。

「とび・土工・コンクリート工事」の平均点の算定方法

発注工種	
①法面処理工事	法面処理工事の平均点で評価
②交通安全施設工事	交通安全施設工事の平均点で評価
③橋梁補修工事	橋梁補修工事の平均点で評価
④その他	とび・土工・コンクリート工事の平均点で評価

- ・共同企業体の構成員としての工事成績は、出資比率20%以上のものについて評価します。

- ・経常建設共同企業体で入札に参加する場合は、工事成績は経常建設共同企業体及び全ての構成員の該当工事の工事成績評定点の平均点数を評価します（イメージ①参照）。

○イメージ①

経常建設共同企業体 α ※		構成員 A			構成員 B		構成員 C
土木 1	土木 2	土木 3	土木 4	土木 5	土木 6	土木 7	土木 8
83点	72点	85点	78点	66点	80点	75点	87点
計算	$(83 + 72 + 85 + 78 + 66 + 80 + 75 + 87) \div 8$ 78点 (78.25)						

※経常建設共同企業体 α：構成員 A、構成員 B、構成員 C からなる経常建設共同企業体

- ・対象工事の中に合冊入札による工事（以下「合冊工事」という。）がある場合には、次のように処理します。

- ①合冊工事をまとめた平均点数を 1 件の工事の評定点とし、その後に残る工事と併せて平均点数を算定します。（イメージ②参照）
- ②複数工種の合冊工事の場合には、該当工種だけで平均点数を 1 件の工事の評定点とし、その後に残る工事と併せて平均点数を算定します。（イメージ③参照）
- ③合冊工事の中に対象期間内に竣工していない工事がある場合には、合冊工事全てを平均点数の対象外とします。（イメージ④参照）

○イメージ②

合冊			土木 4	土木 5	土木 6
土木 1	土木 2	土木 3			
85点	78点	66点			
計算 1	(85 + 78 + 66) ÷ 3 <u>76点</u> (76.33)				
計算 2	(76 + 80 + 75 + 87) ÷ 4 <u>80点</u> (79.50)				

合冊			土木 4	土木 5	土木 6
土木 1	土木 2	土木 3			
85点	78点	66点			
計算 1					
計算 2					

○イメージ③

合冊			土木 4	土木 5	土木 6	
土木 1	土木 2	舗装 3				
	85点	78点	66点	80点	75点	88点
計算 1	(85 + 78) ÷ 2 <u>82点</u> (81.50)					
計算 2	(82 + 80 + 75 + 88) ÷ 4 <u>81点</u> (81.25)					

○イメージ④

○「比例配分」による配点（基本型・簡易型Ⅱの場合）

工事成績評定点	配点
83点以上	3.00点
82点	2.70点
81点	2.40点
80点	2.10点
79点	1.80点
78点	1.50点
77点	1.20点
76点	0.90点
75点	0.60点
74点	0.30点
73点以下	0点

※企業の工事成績の平均は小数第 1 位を四捨五入して整数止めとします。

※配点は

【満点 × (評定点 - 73) ÷ 10】

により計算し、小数第 3 位を四捨五入して小数 2 位止めとします。

※簡易型Ⅰの場合は各々の半点評価

③優良工事等表彰の有無

【提出資料】

- ・優良工事等表彰を受賞した企業名及び工事名が記載された表彰状の写し
- ・優良工事等を受賞した工事の「竣工時登録内容確認書」の写し（ただし、コリンズの竣工登録がない場合は、県工事においては入札公告など受賞した工事の種類（許可業種）が確認できる資料の写し）
- ・国土交通行政功労者及び団体の表彰については、国土交通行政功労者等の表彰であることが判る資料も併せて添付してください。

（例：記者発表資料の写しや授賞式の案内状の写し）

- ・**評価項目ごとに添付する書類（コリンズ等）が同一であっても、それぞれ評価項目ごとに提出してください。**
※ただし、事前登録制度適用案件の記載のある工事においては、事前登録項目の認定通知書の写しで確認し、事前登録内容の更新又は新規登録を審査機関等に申請中である実績に限り上記資料で確認します。

【評価方法】

- ・入札公告で示した優良工事等表彰の受賞実績の有無を評価します。
- ・入札参加者が提出した資料のみに基づいて評価します。（提出した資料のみで、確認できない場合は評価しません。）
- ・国土交通省及び熊本県発注工事における優良工事表彰の実績を評価します。
- ・「優良工事等表彰」とは「国土交通行政功労者及び団体の表彰」、「熊本県優良工事等表彰制度（平成17年4月施行）」とします。
「熊本県土木部建築住宅局優良表彰」は、入札公告に示す「入札公告（別添）評価に関する基準」の項目に、「当該工事と同種の建築住宅局優良工事表彰の実績」の記載がある工事のみ評価対象とします。
- ・当該工事と同種又は異種の優良工事等表彰の実績を評価します。
- ・同種・異種は、土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート、舗装、しゅんせつ等の許可業種で区分します。（建設業法第2条第1項 別表第一（上欄）に掲げられた建設工事の種類毎とします。）
ただし、「とび・土工・コンクリート工事」にあつては、同一許可業種ではなく、「発注工種」とし以下の括りにより、同種工事の対象とします。
また、国土交通省の場合は、競争参加資格と種類が違うため注意が必要です。

「とび・土工・コンクリート工事」の同種工事の評価方法

発注工種

①法面処理工事	法面処理工事の受賞実績
②交通安全施設工事	交通安全施設工事の受賞実績
③橋梁補修工事	橋梁補修工事の受賞実績
④その他	とび・土工・コンクリート工事の受賞実績

- ・「国土交通行政功労者表彰」は、企業名及び工事名が記載されている表彰とします。
- ・「優良施工業者（工事部門）表彰」、「安全施工業者表彰」、「優良工事における下請負業者表彰」などとし、工事名が記載されていないものは、評価の対象外となります。
- ・「熊本県土木部建築住宅局優良工事表彰」は、同種の優良工事表彰のみを対象とします。
- ・令和7年度（2025年度）の評価対象期間は、令和2年度（2020年度）表彰以降から公告日までの表彰となります。
- ・共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限りします。
- ・経常建設共同企業体で入札に参加する場合は、経常建設共同企業体及び全ての構成員の受賞実績を評価します。

④地域精通度

【提出資料】

- ・ 県外企業対象工事等で建設業法第3条に規定する営業所（従たる営業所を含む）の所在地を地域精通度として設定する場合は、以下の資料*で確認します。（主たる営業所の所在地を設定する場合は不要。）ただし、事前登録制度適用案件の記載のある工事においては、事前登録項目の認定通知書の写しで確認し、事前登録内容の更新又は新規登録を審査機関等に申請中である実績に限り下記資料で確認します。

※当工事の公告日において有効な建設業許可に係る許可申請書の別表又は別紙二の写し。ただし、許可を受けた後に、所在地や営業所の業種に変更があった場合は、当該変更届出書の写し（別表又は第二面を含む）。

- ・ 評価項目ごとに添付する書類が同一であっても、それぞれ評価項目ごとに提出してください。

【評価方法】

- ・ 入札公告で示した地域精通度を評価します。
- ・ 県外企業対象工事等で建設業法第3条に規定する営業所（従たる営業所を含む）の所在地を地域精通度として設定する場合は、当該営業所を証するために応札者が提出した資料のみに基づいて、評価します。（提出した資料のみで、確認できない場合は評価しません。）
- ・ 経常建設共同企業体で入札に参加する場合は、代表構成員が要件を満たしている場合に評価します。（熊本県建設工事共同企業体運用基準により、主たる営業所は代表構成員の主たる営業所です）

⑤地域貢献度

【評価方法】

- ・ 入札公告で示した地域貢献の有無（災害支援活動及び災害協定の締結（県内企業対象工事で固定項目）、工場又は事業所の有無（県外企業対象工事で固定項目）、主要資材の県産資材使用、県内企業への下請又は県内企業による自社施工（県内企業が参加対象の「土木一式工事」においては、「県内企業への下請」に加えて、かつ「地域振興局等管内のB等級又はC等級企業への下請」を行う場合）及び社会貢献活動（1項目発注者が選択して設定））を評価します。
- ・ 応札者が提出した資料に基づいて評価します。（提出した資料のみで確認できない場合は評価しません。）
- ・ 災害協定の締結と災害支援活動実績の有無は、各々評価します。

- **災害支援活動**とは次のとおりです。

- ・ 過去2年間に国、県又は県内市町村の要請により実施した、公共施設^{※1}に係る災害応急活動（道路維持修繕業務委託等の年間委託業務に基づき実施したものは評価対象となりません。）

※1：国、県又は県内市町村が管理する公共施設

【提出資料】

- ・ 国、県又は県内市町村の要請に基づき活動した旨を証明する活動証明書[※]の写し。ただし、事前登録制度適用案件の記載のある工事においては、事前登録項目の認定通知書の写しで確認します。

※：要請者が発行する証明書がある場合にのみ評価します。

- ・ 評価項目ごとに添付する書類が同一であっても、それぞれ評価項目ごとに提出してください。

【評価方法】

- ・ 経常建設共同企業体で入札に参加する場合は、全ての構成員の活動実績を評価します。

【留意事項】

- ・ 公共施設とは、国、県又は県内市町村が管理する道路法、河川法、港湾法、漁港漁場整備法、海岸法、砂防法、急傾斜地法、地すべり等防止法、下水道法、水道法等における施設、及び建築物等施設とします。
- ・ 営繕関係工事（建築一式工事、電気工事、管工事、防水工事及び屋根工事）は県内における公共建築物に係る実績も評価対象とします。

● **災害協定の締結**とは次のとおりです。

- ① 土木一式工事は当該工事の公告日において、発注工事を管轄する地域振興局長等（熊本土木事務所長を含む。以下同じ。）と大規模災害時の支援活動に関する協定を締結していること。
- ② 建築一式工事は当該工事の入札公告日において、熊本県土木部長と大規模災害時の支援活動に関する協定の締結
ただし、当該工事が位置する地域振興局管内と同一の管内に主たる営業所が存する企業のみ評価（同一の管内に主たる営業所が存する企業がない場合はただし書きの要件を削除する）。
- ③ その他の発注工種については、当該工事の公告日における、熊本県知事と大規模災害時の支援活動に関する協定（基本協定は対象としない）を締結し、かつ、地域振興局等毎に当該年度の協力体制が県に報告されていること。
ただし、当該工事が位置する地域振興局管内と同一の管内に主たる営業所が存する企業のみ評価（同一の管内に主たる営業所が存する企業がない場合はただし書きの要件を削除する）。※発注工事に関連した災害協定とする。

【提出資料】

- ① 発注工事を管轄する地域振興局長等、熊本県土木部長又は熊本県知事と締結した協定書の写し
- ② 土木一式工事では、当該地域振興局長等と締結した協定書第5条に基づき、当該地域振興局長等に報告した最新の協力体制の内容の写し
- ③ 建築一式工事では、熊本県土木部長と締結した協定書第5条に基づき、土木部長に報告した最新の協力体制の内容の写し
- ④ その他の発注工種では、熊本県知事と締結した協定書（基本協定書は対象としない）第5条に基づき、県に報告した最新の協力体制の内容の写し
（②～④は協力体制表、支援活動名簿等の、入札参加企業が協力体制の一員を構成している事が確認できる資料）
ただし、事前登録制度適用案件の記載のある工事においては、事前登録項目の認定通知書の写しで確認し、事前登録内容の更新又は新規登録を審査機関等に申請中である実績に限り上記資料で確認します。
※評価項目ごとに添付する書類が同一であっても、それぞれ評価項目ごとに提出してください。

【評価方法】

- ・企業が加入している組織が協定を締結している場合は、その企業も評価対象とします。
- ・経常建設共同企業体で入札に参加する場合は、いずれかの構成員が要件を満たしている場合に評価します。

● **工場又は事業所（雇用する正社員の従業員が20人以上のもの）又は主たる営業所の有無**とは次のとおりです。

- ① 当該工事の公告日における、熊本県内に、工場又は事業所（雇用する正社員の従業員が20人以上）又は主たる営業所の有無を評価します。主たる営業所が県内の場合は、雇用する正社員の従業員が20名未満でも評価します。

【提出資料】

- ・工場又は事業所の所在地が確認できる資料
- ・事業所（雇用する正社員の従業員が20人以上のもの）として申請する場合は、雇用する正社員の従業員数が確認できる健康保険被保険者標準報酬決定通知書又は市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し。
- ・主たる営業所が県内の場合は、提出資料はありません。（技術申請書に記載されている住所で判断します）
- ・評価項目ごとに添付する書類が同一であっても、それぞれ評価項目ごとに提出してください。

【評価方法】

- ・工場とは、日本標準産業分類の製造業に分類される事業所とします。
- ・事業所とは、日本標準産業分類における事業所とします。

【日本標準産業分類の製造業に分類される事業所の定義】

1 「E 製造業」には、有機又は無機の物質に物理的、化学的变化を加えて新たな製品を製造し、これを卸売する事業所が分類される。製造業とは、主として次の業務を行う事業所をいう。

(1) 新たな製品の製造加工を行う事業所であること

したがって、単に製品を選別するとか、包装の作業を行う事業所は製造業とはしない。

なお、完成された部分品を組み立てるだけの作業（組立作業）を行う事業所は製造業に分類される。

ただし、土地に定着する工作物については、組立作業であっても製造業としない。また、修理と呼ばれる行為のなかには、製造行為とみなされるものがあり、そのような事業所は製造業に分類される。

すなわち、船舶の修理、鉄道車両の修理又は改造（自家用を除く）、航空機及び航空機用原動機のオーバーホール並びに金属工作機械又は金属加工機械をすえ付け、多種多様の機械及び部分品の製造加工と修理を行う事業所である。

(2) 新たな製品を主として卸売する事業所であること

ここでいう卸売とは次の業務をいう。

(ア) 卸売業者又は小売業者に販売すること

(イ) 産業用使用者（工場、鉱業所、建設業者、法人組織の農林水産業者、各種会社、官公庁、学校、病院、ホテルなど）に大量又は多額に製品を販売すること

(ウ) 主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院、美容院、レストラン、ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわらなど）など）を販売すること

(エ) 同一企業に属する他の事業所（同一企業の他の工場、販売所など）に製品を引き渡すこと

(オ) 自ら製造したものを店舗によらず個人へ販売すること

上記（1）及び（2）の条件を備えた事業所が製造業となる。したがって、いわゆる製造小売業は製造業としない。

2 この産業分類における事業所とは、経済活動の場所的単位であって原則として次の要件を備えているものをいう。

(1) 経済活動が単一の経営主体のもとにおいて一定の場所すなわち一区画を占めて行われていること。

(2) 財又はサービスの生産と供給が、人及び設備を有して、継続的に行われていること。

すなわち、事業所とは、一般に工場、製作所、事務所、営業所、商店、飲食店、旅館、娯楽場、学校、病院、役所、駅、鉱業所、農家などと呼ばれるものである。

この場合、一構内における経済活動が、単一の経営主体によるものであれば原則として一事業所とし、一構内にあっても経営主体が異なれば経営主体ごとに別の区画としてそれぞれを一事業所とする。

なお、一区画であるかどうか明らかな場合は、売上台帳、賃金台帳など経営諸帳簿が同一である範囲を一区画とし一事業所とする。

また、近接した二つ以上の場所で経済活動が行われている場合は、それぞれ別の事業所とするのが原則であるが、それらの経営諸帳簿が同一で、分離できない場合には、一区画とみなして一事業所とすることがある。

● **主要資材の県産資材使用**とは次のとおりです。

- ・入札公告において指定された主要資材について、全て県産資材を使用する場合に評価します。
- ・県産資材（木材を除く）とは、工事現場に最終製品として搬入される建設資材・製品を対象とし、県内の事業所及び工場等で産出、生産若しくは製造されたもの、又は、県内に登記上の本社を有する企業・組合等の建設資材・製品とします。
- ・県産資材のうち、木材については、「原則として、県内で生産された素材（スギ、ヒノキ、マツ等の針葉樹及びシイ、カン、クス等の広葉樹）を県内の製材所が加工した木材製品とする。ただし、県内で生産されたことが確認できない素材の場合、県内の素材市場で取り扱われたものについては、県内で生産されたものとみなす。また、県内で生産された素材を県外で構造用集成材としたものについては、県産材とみなす。」とします。
- ・なお、これにより難しい場合は、それぞれの工事において、入札公告の中で明示します。

【確認資料】

- ・施工中及び竣工時に納品書・領収書等により確認します。

● **県内企業への下請け又は自社施工**とは次のとおりです。

- ・県内企業が、熊本県公共工事請負契約約款第7条の規定に基づく1次下請けを全て県内企業と契約若しくは、全て自社で施工する場合に評価します。
- ・県内企業が参加対象の「土木一式工事」は、1次下請けについて全て県内企業と契約し、かつ地域振興局等の管内に主たる営業所を有する土木一式工事のB等級又はC等級企業への1社以上の1次下請けを行う場合に評価します。
- ・県外企業の場合は、熊本県公共工事請負契約約款第7条の規定に基づく1次下請けを全て県内企業と契約する場合に評価します。
- ・県内企業とは、主たる営業所を熊本県内に有する企業とします。

【確認資料】

- ・施工中及び竣工時に下請け報告書等により確認します。

● **社会貢献活動**とは次のとおりです。

【企業単独での活動】

- ① ロードクリーンボランティア協定に基づく県管理道路の美化活動の実績
（「道の里親運動」の協定は、ロードクリーンボランティア協定とみなします。）
- ② くまもとマイリバーサポート協定に基づく県管理河川の美化活動の実績
- ③ 県管理海岸における美化活動（流木処理等）の実績

【団体での活動】

- ④ 建設産業団体連合会加盟団体が主催して行った公共施設の美化活動等の公共性、公益性に資する社会貢献活動の実績

注）献血活動は評価対象としません。

【提出資料】

○上記①～③に必要な資料

- ・協定書の写し（上記③は除く）
- ・社会貢献活動区域の地図（指定様式による）
- ・県への活動報告書の写し
- ・活動日報の写し（各企業の様式による作業日報）

○上記④に必要な資料

- ・建設業協会等の建設産業団体連合会加盟団体が発行する証明書及び活動内容がわかる新聞記事等の写し

※各社独自の作業日報様式で可。ただし、団体の場合は、自社が2名以上参加し、活動の延べ人数は30名以上の活動であることが確認できるもの。

※評価項目ごとに添付する書類が同一であっても、それぞれ評価項目ごとに提出してください。

県管理海岸の美化活動における活動報告書は、くまもとマイリバーサポート協定の活動報告書を準用してください。

【評価方法】

- ・団体で行う活動については、下記1)～3)を全て満たすこととします。
 - 1) 活動（主催）する団体については、建設産業団体連合会加盟団体であること。
 - 2) 新聞記事、HPや市町村広報などで活動内容の確認が出来ること。
 - 3) 活動した企業の参加実績を団体が証明し、自社が2名以上参加し、活動の延べ人数は30名以上の活動であること。
- ・経常建設共同企業体で入札に参加する場合は、全ての構成員の活動実績を評価します。

⑥働き方改革への取り組み

- **週休2日の実施**とは次のとおりです。

【確認資料】

- ・現場閉所型の場合は、竣工時に休日（現場閉所）取得計画実績表（熊本県土木部「週休2日試行工事」実施要領参照）により確認します。
- ・交替制の場合は、竣工時に休日取得状況表（熊本県土木部「週休2日試行工事」実施要領参照）と休日率を確認できる既存の資料（休日実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料）により確認します。

【評価方法】

- ・当該工事において熊本県土木部「週休2日試行工事」実施要領に基づき、発注者が指定する4週8休以上（通期）「週休2日（現場閉所型）（現場閉所率28.5%以上）」又は「週休2日（交替制）（平均休日率28.5%以上）」を実施する場合に評価します。

- **ICT施工の実施**とは次のとおりです。

【評価方法】

- ・熊本県土木部ICT活用工事試行要領に基づく「受注者希望型」のICT活用工事に適用します。
※「発注者指定型」と「受注者希望型」の両方の工種を含む工事については、「受注者希望型」の工種の実施についてのみ評価対象とします。
- ・「受注者希望型」の複数の工種においてICTを活用する場合は、発注者が指定した工種において「ICT建設機械による施工」又は「3次元出来形管理等の施工管理」を行う場合に評価します。
- ・当該工事においてICT活用工事のプロセスのうち、「ICT建設機械による施工」又は「3次元出来形管理等の施工管理」を行う場合に評価します。
- ・ICT活用工事において、熊本県土木部ICT活用工事試行要領に基づき、「ICT建設機械による施工」と「3次元出来形管理等の施工管理」の両方の施工プロセスを有する工種（土工、舗装工では路盤工を含む場合、河川浚渫、地盤改良工、港湾浚渫、土工1000m³未満）については「ICT建設機械による施工」かつ「3次元出来形管理等の施工管理」両方を実施する場合に1点、「ICT建設機械による施工」又は「3次元出来形管理等の施工管理」のいずれかを実施する場合に0.5点、上記に該当しない場合に0点とします（簡易型Iは各々の半点評価）。
- ・ICT活用工事において、熊本県土木部ICT活用工事試行要領に基づき、舗装工（修繕工）については、「ICT建設機械による施工」かつ「3次元出来形管理等の施工管理」両方を実施する場合に1点、上記に該当しない場合に0点とします（簡易型Iは各々の半点評価）。
- ・ICT活用工事において、熊本県土木部ICT活用工事試行要領に基づき、「3次元出来形管理等の施工管理」の施工プロセスがない工種（作業土工（床掘）、小規模土工）については、「ICT建設機械による施工」を実施する場合に1.0点、上記に該当しない場合に0点となります（簡易型Iは各々の半点評価）。
- ・ICT活用工事において、熊本県土木部ICT活用工事試行要領に基づき、「ICT建設機械による施工」の施工プロセスがない工種（舗装工では路盤工を含まない場合、法面工、付帯構造物設置工、構造物工（橋脚・橋台）構造物工（橋梁上部工）、基礎工、擁壁工）については、「3次元出来形管理等の施工管理」を実施する場合に1.0点、上記に該当しない場合に0点となります（簡易型Iは各々の半点評価）。
- ・港湾浚渫では、「ICT建設機械による施工」を「ICTを活用した施工」に読み替える。

○「ICT施工の実施」の配点表

評価基準 工種	「ICT建設機械による施工」かつ「3次元出来形管理等の施工管理」を実施する	「ICT建設機械による施工」※3又は「3次元出来形管理等の施工管理」のいずれかを実施する	「ICT建設機械による施工」を実施する	「3次元出来形管理等の施工管理」を実施する
土工、舗装工（路盤工を含む） 河川浚渫、地盤改良工、港湾浚渫 土工1000m3未満	1.0点	0.5点		
舗装工（修繕工）	1.0点			
作業土工（床掘）、小規模土工			1.0点	
舗装工（路盤工を含まない）、 法面工、付帯構造物設置工、 構造物工（橋脚・橋台）、 構造物工（橋梁上部工）、基礎工、擁 壁工				1.0点

※1：簡易型Ⅰは各々の半点評価

※2：上記に該当しない場合は0点

※3：港湾浚渫では、「ICT建設機械による施工」を「ICTを活用した施工」に読み替える。

⑦同一許可業種工事の受注状況

- ・県内企業が入札に参加する対象工事において、通常工事型の全ての工事（業種、型式）に設定します。
- ・応札企業が入札公告日時点において、令和7年（2025年）6月1日以降に元請けとして受注契約した予定価格3,000万円以上の入札公告で示した同一許可業種工事件数を評価（受注件数が少ない企業に加点）します。
- ・令和2年度災害関連等工事で元請けとして受注契約した工事は除きます。

【評価方法】

- ・通常工事において、基本配点は、受注件数が0件の場合に1点、1件の場合に0.5点、2件以上の場合は0点となります（簡易型Ⅰは半点評価）。ただし、令和2年度災害関連等工事で元請けとして受注契約した工事は除きます。
- ・特定建設工事共同企業体での入札に参加する企業は、構成員数に応じて、基本配点を按分し各構成員の受注件数を評価します。
- ・経常建設共同企業体で入札に参加する企業は、経常建設共同企業体及び全ての構成員の該当工事件数の合計を評価します。
- ・共同企業体の構成員としての既受注件数は、出資比率20%以上のものについて評価します。
- ・入札公告で示した対象工事について各入札参加企業の受注件数を評価します。

⑧令和2年度災害関連等工事の受注件数（土木一式工事のみ）

- ・令和2年度災害関連等工事とは、令和4年（2022年）3月14日付け監第1040号の「1 適用工事」の「令和2年度災害関連等工事」です（下記参照）。

ー参考ー

令和4年（2022年）3月14日付け監第1040号

「令和2年災害関連等工事に係る県工事等における金額階層別入札方式の取扱いについて（通知）」 抜粋

1 適用工事

- ・令和2年度災害関連等工事(※¹)

※1：次の各号のいずれかに該当する建設工事

① 令和2年発生災害復旧工事※²

② ①に係る災害復旧助成事業、災害関連事業、災害関連緊急事業、激甚災害対策特別緊急事業、特定緊急砂防事業、復旧治山事業、林地荒廃防止事業及び緊急総合治山事業等、関連事業の建設工事

③ ①の災害に起因する再度災害防止に係るその他の建設工事

④ 令和2年7月豪雨による影響で河川・砂防・ダム等に堆積した土砂を撤去する建設工事

※2：以下に該当する工事

【土木部所管工事】

- ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法対象事業における復旧費のみで行う令和2年に発生した災害復旧工事。関連事業は除く。

(工事名例)

- ・〇〇川（道路の場合は、国道、県道、村道〇〇線 等）2年発生・・・災害復旧工事

【農林水産部所管工事】

- ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づく令和2年に発生した農地災害復旧工事又は農業用施設災害復旧工事、治山施設は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用対象となる公共土木施設に係る林地荒廃防止施設又は地すべり防止施設の災害復旧工事。関連事業は除く。

(工事名例)

- ・球磨管内過年林地荒廃防止施設災害復旧事業第〇号工事
- ・〇〇地区県営農地等災害復旧事業第〇号工事

- ・評価対象工事は、熊本県土木部、農林水産部、教育庁施設課又は企業局が発注した「土木一式工事」を元請けとして受注契約した工事。
- ・評価対象の期間は、令和2年（2020年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日までに元請けとして受注契約した工事。
- ・評価対象の金額は、当初請負額が1,500万円以上、又は令和7年（2025年）3月31日までに工事目的物の引き渡し完了している工事では、最終請負額が1,500万円以上の総工事件数。
- ・特定建設工事共同企業体で入札に参加する企業は、構成員数に応じて基本配点を按分し、各構成員の受注件数を評価します。
- ・経常建設共同企業体で入札に参加する企業は、経常建設共同企業体及び全ての構成員の受注実績を評価します。

【提出資料】

- ・受注時登録内容確認書（CORINS）の写し（当初請負額500万円以上の工事を申請する場合）
- ・竣工時登録内容確認書（CORINS）の写し（最終請負額500万円以上の工事を申請する場合）
- ・公共工事請負契約書（当初契約分）の写し（当初契約日を確認するために全ての工事）
- ・評価項目ごとに添付する書類（コリンズ等）が同一であっても、それぞれ評価項目ごとに提出してください。

ただし、事前登録制度適用案件の記載のある工事においては、事前登録項目の認定通知書の写しで確認します。

【評価方法】

- ・通常工事における基本配点は、受注件数が10件以上の場合に1点、9件の場合に0.9点、8件の場合に0.8点、7件の場合に0.7点、6件の場合に0.6点、5件の場合に0.5点、4件の場合に0.4点、3件の場合に0.3点、2件の場合に0.2点、1件の場合に0.1点、0件の場合に0点となります（簡易型-Iは半点評価）。
- ・共同企業体の構成員としての受注件数は、出資比率20%以上のものに限りします。
- ・合冊して発注され受注した工事で、合冊された各工事（契約単位）の当初請負額が1,500万円以上の工事を含む場合は、それぞれ当初請負額1,500万円以上の各工事（契約単位）の件数を評価対象とします。（イメージ①参照）
- ・合冊して発注され受注した工事で、合冊された各工事（契約単位）の当初請負額が全て1,500万円未満であっても、全ての合計額が1,500万円以上場合は、1件として評価します。（イメージ②参照）

○イメージ①

合冊する工事	当初請負額	
A工事	16,000,000	≥1,500万円
B工事	20,000,000	≥1,500万円
C工事	4,000,000	
合冊工事 計	40,000,000	

※評価工事件数＝2件（A工事・B工事）

○イメージ②

合冊する工事	当初請負額	
A工事	6,000,000	<1,500万円
B工事	5,000,000	<1,500万円
C工事	4,000,000	<1,500万円
合冊工事 計	15,000,000	≥1,500万円

※評価工事件数＝1件（合冊工事 計）

- ・合冊工事についても、元請けとして工事目的物の引き渡し完了している土木一式工事及び建築一式工事については、最終請負額が1,500万円以上の工事対象とします。（イメージ①、イメージ②では、「当初請負額」を「最終請負額」に読み替えます。）

【留意事項】

- ・評価する工事は「土木一式工事」では10件までとします。
- ・「災害」の単語がつかない工事名でも工事内容が震災関連等工事に該当する場合は評価の対象とします。
- ・複数の受注実績をお持ちの企業は、全て申請してください。

⑨球磨地域振興局管内における令和2年発生災害復旧工事の受注件数（土木一式工事のみ）

- 評価対象工事は、熊本県が発注した球磨地域振興局管内の土木一式工事のうち令和5年1月1日以降に入札公告が行われた令和2年発生災害復旧工事※¹で、発注工事の技術申請書締切日までに元請けとして契約した予定価格3,000万円（税込み）以上の工事です。ただし、参加企業の主たる営業所の所在地が工事の施工場所の管内に在する場合に限り評価します。

※1：⑧の「令和2年発生災害復旧工事」のとおりに

- 特定建設工事共同企業体で入札に参加する企業は、構成員数に応じて基本配点を按分し、各構成員の受注件数を評価します。
- 経常建設共同企業体で入札に参加する企業は、経常建設共同企業体及び全ての構成員の受注実績を評価対象とします。
- 共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の工事とします。
- 合冊して発注され受注した工事で、合冊された各工事（契約単位）の予定価格が3,000万円以上の工事を含む場合は、それぞれ予定価格3,000万円以上の各工事（契約単位）の件数を評価対象とします。（イメージ③参照）
- 合冊して発注され受注した工事で、合冊された各工事（契約単位）の予定価格が全て3,000万円未満であっても、各工事の合計額が3,000万円以上となる場合は、1件として評価します。（イメージ④参照）

○イメージ③

合冊する工事	予定価格	
A工事	40,000,000	≥ 3,000万円
B工事	31,000,000	≥ 3,000万円
C工事	28,000,000	< 3,000万円
合冊工事 計	99,000,000	

※評価工事件数 = 2件（A工事・B工事）

○イメージ④

合冊する工事	予定価格	
A工事	7,000,000	< 3,000万円
B工事	8,000,000	< 3,000万円
C工事	16,000,000	< 3,000万円
合冊工事 計	31,000,000	≥ 3,000万円

※評価工事件数 = 1件（A+B+C工事）

【提出資料】

- 公共工事請負契約書（当初契約分）の写し
 - 入札公告文（所有している場合のみ）
 - 入札システム等の写し（入札公告文未提出の場合のみ）
- 共同企業体協定書の写し（当該工事が共同企業体によるものの場合のみ）

ただし、事前登録制度適用案件の記載のある工事においては、事前登録項目の認定通知書の写しで確認し、事前登録内容の更新又は新規登録を審査機関等に申請中である実績に限り上記資料で確認します。
- 評価項目ごとに添付する書類（コリンズ等）が同一であっても、それぞれ評価項目ごとに提出してください。

【留意事項】

- 評価する工事は2件までとします。
- 工事仕様書（表紙）の左下に「令和2年度災害関連等工事」の表示がある場合であっても上記の「令和2年発生災害復旧工事」以外の工事は評価しません。

⑩登録基幹技能者の配置

- ・当該工事の元請け又は下請けに登録基幹技能者講習修了者の資格を有する者を配置する場合に評価します。

【提出資料】

- ・登録基幹技能者講習修了証の写し（評価時、施工計画書提出時、施工中及び竣工時）

【評価方法】

- ・入札公告において、指定する種類（職種）の登録基幹技能者について、当該工事に配置する場合に評価します。

【留意事項】

- ・元請け又は下請けは問いませんが、指定する種類（職種）の登録基幹技能者は、その職種の作業時には常駐が必要となります。
- ・ここでいう登録基幹技能者とは、登録基幹技能者講習を修了した者とし、講習修了証を有する者としします。
- ・施工計画書提出時、施工中及び竣工時に登録基幹技能者講習修了証の写しを確認します。また、併せて竣工時には、常駐確認のため作業日報の写しについても確認します。
- ・当該工事の契約締結後において、あらかじめ提出した登録基幹技能者が変更となる場合は、監督職員と協議のうえ、入札公告時において指定した種類（職種）の登録基幹技能者を配置する必要があります。ただし、やむを得ず、登録基幹技能者の配置が困難となった場合は、工事成績評定点から減点します。

(3) 配置予定技術者の評価

注) 複数の技術者が掲げられた場合は、対象項目の合計得点が最も低い者をもって評価します。

注) 電子申請による注意事項（詳細については「総合評価落札方式技術申請書電子申請化入札参加者マニュアル」を参照）

- ・配置予定技術者を1名申請する場合

- ◆会社名及び評価項目をファイル名に付して提出してください。

- (ファイル名の例：△△工務店(株) __ (技術者) 資格)

- ◆1つの評価項目に複数の提出資料を提出する場合においても、1つのPDFファイルにまとめて提出してください。

- ・配置予定技術者を複数申請する場合

- ◆1つの評価項目で技術者ごとに1つのPDFファイルとし、全ての技術者の資料(PDFファイル)をZIPファイルにまとめて提出すること。

- 技術者ごとのPDFファイル名は、会社名、評価項目に加えて、配置予定技術者の氏名をファイル名に付して提出すること。ZIPファイル名については、会社名、評価項目を付して提出すること。

- (PDFファイル名の例：△△工務店(株) __ (技術者) 優良工事等表彰__熊本太郎、△△工務店(株) __ (技術者) 優良工事等表彰__熊本次郎)

- (ZIPファイル名の例：△△工務店(株) __ (技術者) 優良工事等表彰)

①配置予定技術者の資格

【提出資料】

- ・対象資格取得を証明する合格証明書、または資格、免許、登録証等の写し（いずれか一つで可）。
- ・評価項目ごとに添付する書類が同一であっても、それぞれ評価項目ごとに提出してください。

【評価方法】

- ・入札公告に示す指定資格取得の有無と取得後経過年数を評価します。
- ・経過年数の基準となる日は参加資格確認申請書の提出期限日とします。
- ・入札参加企業が提出した資料のみに基づいて評価します。（提出した資料のみで確認できない場合は評価しません。）

②配置予定技術者の専任状況（「建築一式工事」の簡易型-Iのみで設定）

【評価方法】

- ・配置予定技術者を専任で配置する場合に評価します。

③優良工事等表彰の有無

【提出資料】

- ・優良工事等表彰を受賞した**技術者名が記載された表彰状の写し**。
- ・優良工事等を受賞した工事の**コリンズの竣工時登録内容確認書の写し**（又は、県工事においては入札公告文などで受賞した工事の種類（許可業種）が確認できる資料の写し）
- ・国土交通行政功労者及び団体の表彰については、国土交通行政功労者等の表彰であることが判る資料も併せて添付してください。

（例：記者発表資料の写しや授賞式の案内状の写し）

- ・**評価項目ごとに添付する書類（コリンズ等）が同一であっても、それぞれ評価項目ごとに提出してください。**

【評価方法】

- ・入札公告で示した技術者が受賞した優良工事等技術者表彰の受賞実績の有無を評価します。
- ・入札参加者が提出した資料のみに基づいて評価します。（提出した資料のみで確認できない場合は評価しません。）
- ・国土交通省及び熊本県発注工事における優良工事表彰の実績を評価します。
- ・「優良工事等表彰」とは「国土交通行政功労者及び団体の表彰」、「熊本県優良工事等表彰制度（平成17年4月施行）」とします。
「熊本県土木部建築住宅局優良表彰」は、入札公告に示す「入札公告（別添）評価に関する基準」の項目に、「当該工事と同種の建築住宅局優良工事表彰の実績」の記載がある工事のみ評価対象とします。
- ・当該工事と同種又は異種の優良工事等表彰の実績を評価します。
- ・同種・異種は、土木一式、建築一式、舗装、しゅんせつ等の許可業種の工事種類とします。（建設業法第二条第一項の別表第一（上欄）に掲げられた建設工事の種類毎とします。）
ただし、「とび・土工・コンクリート工事」にあつては、同一許可業種ではなく、「発注工種」とし以下の括りにより、同種工事の対象とします。
また、国土交通省の場合は、競争参加資格と種類が異なるため注意が必要です。

「とび・土工・コンクリート工事」の同種工事の評価方法

発注工種	
①法面処理工事	法面処理工事の受賞実績
②交通安全施設工事	交通安全施設工事の受賞実績
③橋梁補修工事	橋梁補修工事の受賞実績
④その他	とび・土工・コンクリート工事の受賞実績

- ・「熊本県土木部建築住宅局優良工事表彰」は、同種の優良工事表彰のみを対象とします。
- ・共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限りします。
- ・建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）として受賞した表彰は対象外です。

④主任（監理）技術者、又は現場代理人としての同種工事の施工経験

【提出資料】

- ・ コリンズの「竣工時登録内容確認書」の写し。
- ・ 契約書、設計図書（図面、数量表等）の写し。《建築物にあつては建築基準法に基づく検査済証の写し》（コリンズに竣工時登録を行っていない場合や、コリンズ資料のみでは「評価に関する基準」に示した同種工事の内容確認が出来ない場合は提出）
- ・ 共同企業体協定書の写し（共同企業体の構成員としての実績を申請する場合で、コリンズ資料のみでは出資比率の確認が出来ない場合は提出）
- ・ 現場代理人、主任（監理）技術者通知書の控の写し。（コリンズに竣工時登録を行っていない場合や、コリンズ資料のみでは主任（監理）技術者又は現場代理人の施工経験の確認が出来ない場合は提出）
- ・ 当該年度工事については、登録内容確認書及び工事しゅん工認定書などの写し。
- ・ 最終契約工期と従事実績が乖離している場合は、最終の実施（実績）工程表の写し。
- ・ **評価項目ごとに添付する書類（コリンズ等）が同一であっても、それぞれ評価項目ごとに提出してください。**

【評価方法】

- ・ 入札公告で示した主任（監理）技術者又は現場代理人としての施工経験を評価します。
- ・ 入札参加者が提出した資料のみに基づいて評価します。（提出した資料のみで確認できない場合は評価しません。）
- ・ 評価する工事件数は2件までとします。
- ・ **3件以上工事実績が提出された場合は、得点が最も低い2件で評価します。**
- ・ 共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限ります。
- ・ 当該年度の工事は、入札公告日において、工事目的物の引き渡し完了している工事とします。
- ・ 従前に勤務していた企業（転職等により退社した企業）での施工経験も評価対象とします。
- ・ 従事期間は、実工期*の2分の1を超える期間（工期が1年以上の工事にあつては、実工期のうち6カ月を超える期間）に従事していたことを要します。
※契約上の工期から工事の全部中止の期間、余裕期間、実施竣工日（工事完成通知書（しゅん工届）提出日）から契約工期末日までの期間を除く期間
- ・ 橋梁、ポンプ、ゲート及びエレベーター等の工場製作がある工事については以下のとおりとします。
（工場製作か現場施工のいずれかの主任（監理）技術者の施工経験をもって配置予定技術者とする場合）
工場製作期間または現場施工期間のいずれかの実工期の2分の1を超える期間
（現場代理人の施工経験をもって配置予定技術者とする場合）
契約工期全体における実工期の2分の1を超える期間
- ・ 市町村においては、コリンズへの登録義務がない市町村も多数あることから、同種工事の実績が確実に確認できる資料を提出してください。
- ・ 監理技術者補佐として従事した工事の実績は評価の対象外とします。

⑤主任（監理）技術者、又は現場代理人としての同一許可業種工事の施工経験における工事成績評定点（1件）

【提出資料】

- ・コリンズの「竣工時登録内容確認書」の写し。
- ・工事成績評定通知書の写し。（国又は熊本県発注工事に限る。）
- ・契約書、設計図書等の写し。《建築物にあつては建築基準法に基づく検査済証の写し》（コリンズに竣工時登録を行っていない場合や、コリンズ資料のみでは「評価に関する基準」に示した同種工事の内容確認が出来ない場合は提出）
- ・共同企業体の写し（共同企業体の構成員としての実績を申請する場合で、コリンズ資料のみでは出資比率の確認が出来ない場合は提出）
- ・現場代理人、主任（監理）技術者通知書の控の写し。（コリンズに竣工時登録を行っていない場合や、コリンズ資料のみでは主任（監理）技術者又は現場代理人の施工経験の確認が出来ない場合は提出）
- ・当該年度工事については、登録内容確認書及び工事しゅん工認定書などの写し。
- ・最終契約工期と従事実績が乖離している場合は、最終の実施（実績）工程表の写し。
- ・監理技術者補佐として従事した工事は評価の対象外とします。
- ・評価項目ごとに添付する書類（コリンズ等）が同一であっても、それぞれ評価項目ごとに提出してください。

【評価方法】

- ・上記④において評価（提出）した工事に限らず、入札公告で示した国又は熊本県が発注した工事で、土木関係工事においては令和2年度（2020年度）以降に、建築関係工事においては平成27年度（2015年度）以降に従事した同一許可業種工事の工事成績評定点（1件）を評価します。
 - ・入札参加企業が提出した資料のみに基づいて評価します。（提出した資料のみで確認できない場合は評価しません。）
 - ・共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限りします。
 - ・当該年度の工事は、入札公告日において工事目的物の引き渡し完了している工事とします。
 - ・従前に勤務していた企業（転職等により退社した企業）での施工経験も評価対象とします。
 - ・従事期間は、実工期*の2分の1を超える期間（工期が1年以上の工事にあつては、実工期のうち6カ月を超える期間）に従事していたことを要します。
- ※契約上の工期から工事の全部中止の期間、余裕期間、実施竣工日（工事完成通知書（しゅん工届）提出日）から契約工期末日までの期間を除く期間
- ・評価する件数は1件とします。
 - ・複数の工事成績が提出された場合は、得点が最も低い1件で評価します。
 - ・工事成績評定点の記載又は工事成績評定通知書の写しの提出がない場合は、評価しません。
 - ・「とび・土工・コンクリート工事」にあつては、同一許可業種ではなく、「発注工種」とし以下の括りにより、工事成績評定点（1件）を評価します。

「とび・土工・コンクリート工事」の工事成績の評価方法

発注工種	
①法面処理工事	法面処理工事の工事成績評定点（評価する工事は1件）
②交通安全施設工事	交通安全施設工事の工事成績評定点（評価する工事は1件）
③橋梁補修工事	橋梁補修工事の工事成績評定点（評価する工事は1件）
④その他	とび・土工・コンクリート工事の工事成績評定点（評価する工事は1件）

○「比例配分」による配点（基本型・簡易型Ⅱの場合）

工事成績評定点	配点
8 3 点以上	3.00 点
8 2 点	2.70 点
8 1 点	2.40 点
8 0 点	2.10 点
7 9 点	1.80 点
7 8 点	1.50 点
7 7 点	1.20 点
7 6 点	0.90 点
7 5 点	0.60 点
7 4 点	0.30 点
7 3 点以下	0 点

※配点は

【満点×（評定点－7 3）÷ 1 0】

により計算し、小数第 3 位を四捨五入して小数 2 位止めとします。

※簡易型Ⅰの場合は各々の半点評価

⑥継続教育の取得状況

【提出資料】

- ・ 下記、建設系 CPD 協議会、又は建築 CPD 運営会議加盟団体が発行する実績証明書の写し。
- ・ 実績証明書の期間が、入札公告で示した評価対象期間内に収まっていない場合は、入札公告で示した期間内に取得した単位数が分かる明細書等の写しを併せて提出します。
- ・ 評価期間は過去2年間（令和5年（2023年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日までの間）とします。
- ・ 評価項目ごとに添付する書類が同一であっても、それぞれ評価項目ごとに提出してください。

【建設系CPD協議会加盟団体】

①公益社団法人 空気調和・衛生工学会、②一般社団法人 建設コンサルタンツ協会、③公益社団法人 地盤工学会、④一般社団法人 全国土木施工管理技士会連合会、⑤公益社団法人 土木学会、⑥土質・地質技術者生涯学習協議会、⑦一般社団法人 日本環境アセスメント協会、⑧公益社団法人 日本コンクリート工学会、⑨公益社団法人 日本技術士会、⑩公益社団法人 日本建築士会連合会、⑪公益社団法人 日本造園学会、⑫公益社団法人 日本都市計画学会、⑬公益社団法人 農業農村工学会、⑭一般社団法人 全国測量設計業協会連合会、⑮公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会、⑯公益社団法人 森林・自然環境技術教育研究センター、⑰一般財団法人 建設業振興基金、⑱一般社団法人 交通工学研究会、⑲一般社団法人 全日本建設技術協会

【建築 CPD 運営会議加盟団体】

①公益社団法人 日本建築士会連合会、②一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会、③公益社団法人 日本建築家協会、④一般社団法人 日本建設業連合会、⑤一般社団法人 日本建築学会、⑥公益社団法人 空気調和・衛生工学会、⑦一般社団法人 建築設備技術者協会、⑧一般社団法人 電気設備学会、⑨一般社団法人 日本設備設計事務所協会連合会、⑩公益財団法人 建築技術教育普及センター、⑪一般社団法人 日本建築構造技術者協会、⑫一般財団法人 建設業振興基金

【評価方法】

- ・ 土木関係工事は、建設系 CPD 協議会、建築関係工事においては、建築 CPD 運営会議加盟団体の入札公告に示した評価対象期間内の取得単位数を評価します。

【留意事項】

- ・ 証明書の写しが対象期間に収まっていない場合で、明細書等の提出がなく評価対象期間内の取得単位数が確認できない場合は評価しません。

⑦若手技術者の追加配置

【提出資料】

- ・雇用期間及び年齢を証明する資料として健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
- ・評価項目ごとに添付する書類が同一であっても、それぞれ評価項目ごとに提出してください。

【評価方法】

- ・入札公告で示した技術者の追加配置を評価します。
- ・応札者が提出した資料のみに基づいて評価します。（提出した資料のみで確認できない場合は評価しません。）
- ・当該工事における主任（監理）技術者の他に若手技術者を現場代理人又は担当技術者※¹として追加配置する場合（以下、「追加配置技術者」という）に評価します。
- ・追加配置技術者は、年齢が入札公告日において40歳未満の者で直接的かつ恒常的な雇用関係にある者※²に限ります。
※¹：担当技術者とは、現場代理人、主任（監理）技術者、監理技術者補佐及び専門技術者以外の者で、主任（監理）技術者のもとで工程管理、品質管理その他の技術上の管理や技術上の指導監督を補佐する技術者としてします。
※²：直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とは、競争参加資格確認申請書の提出期限の日以前連続して3か月以上の雇用がある者としてします。

【留意事項】

- ・追加配置技術者を担当技術者として配置する場合には、当工事での専任義務はありませんが、他工事に専任している技術者を追加配置することは認められません（他工事での専任義務違反となるため）。また、当該工事の全ての工種（土工、地盤改良工、橋台工等）に従事し、コリンズに登録する必要があります。
- ・なお、現場代理人として配置する場合は、現場代理人としての常駐義務が発生します。
- ・追加配置する技術者は、病休等の特別な理由がある場合を除き、土木工事共通仕様書の第1編1-1-2及び1-1-2に規定する以下の場合には、主任（監理）技術者と共に立ち会うことが義務となります。「協議、報告、確認、立会、工事検査、段階確認」
- ・追加配置技術者として複数の技術者を掲げることができますが、その場合、入札公告に示す「入札公告（別添）評価に関する基準」の評価項目に掲げる事項の審査に当たっては、得点が最も低い者をもって評価します。

⑧若手技術者の配置（簡易型Ⅰ-N又は簡易型Ⅱ-Nの場合のみ）

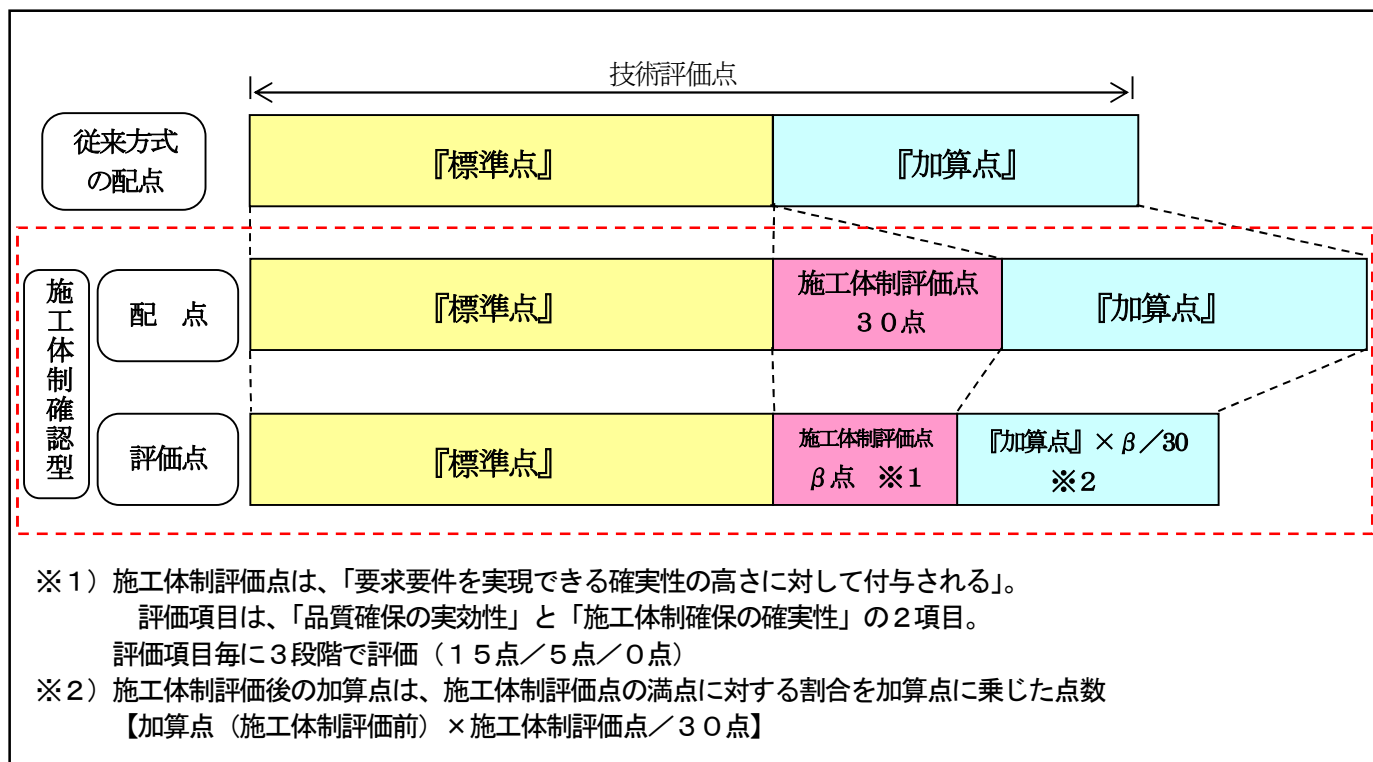
【提出資料】

- ・年齢を証する書類として、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
- ・評価項目ごとに添付する書類が同一であっても、それぞれ評価項目ごとに提出してください。

【評価方法】

- ・当該工事における主任（監理）技術者（配置予定技術者）の年齢が入札公告日において40歳未満の場合に評価します。

(4) 施工体制の評価



1) 施工体制評価点の配点

施工体制評価点は30点満点とする。

施工体制評価点（30点）＝ 品質確保の実効性（15点）＋ 施工体制確保の確実性（15点）

2) 評価基準

1. 標準点の評価

原則として、入札要件を満足する入札参加者に満点を付与する。

ただし、施工体制ヒアリングにおいて、**重大な法令違反等が確認された場合には標準点を与えないものとする。**

2. 加算点の評価

技術申請書に基づき評価し加算点を算出する。

施工体制評価点の満点に対する評価点の割合を加算点に乘じ、小数点第3位を四捨五入した数値をそれぞれの加算点とする。

加算点の算出例） ＜従来の加算点評価で、加算点が19点（土木一式：簡易型Ⅱ）の場合＞

① 施工体制評価点が満点の場合：

$$19点 \times 30 / 30 = 19.00$$

② 施工体制評価点が20点の場合：

$$19点 \times 20 / 30 = 12.6666666666 \dots = 12.67点$$

③ 施工体制評価点が0点の場合：

$$19点 \times 0 / 30 = 0点$$

3. 施工体制の評価項目と評価基準

評価項目	評価基準	配点	満点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合。	15	15
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合。	5	
	その他	0	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合。	15	15
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合。	5	
	その他	0	

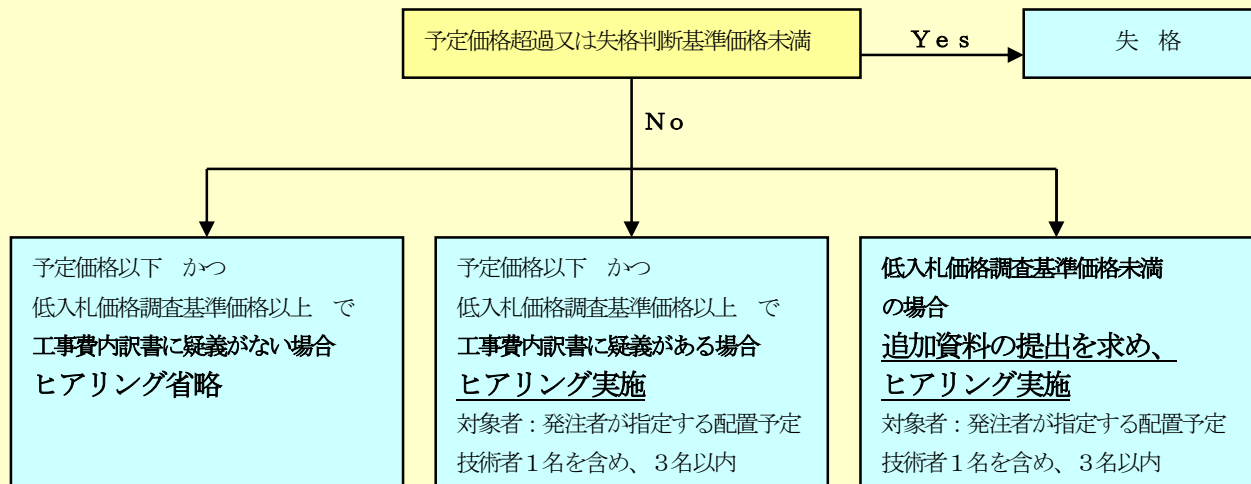
4. 評価の方法

①施工体制に係るヒアリング

施工体制の構築及び施工内容の実現確実性の向上について審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内で入札を行った者に対して、施工体制に係るヒアリングを実施する。

ただし、低入札価格調査基準価格以上であるときは、ヒアリングを省略する場合がある。

注) ヒアリングを省略する場合とは、低入札価格調査基準価格以上で工事費内訳書に疑義がない場合をいう。

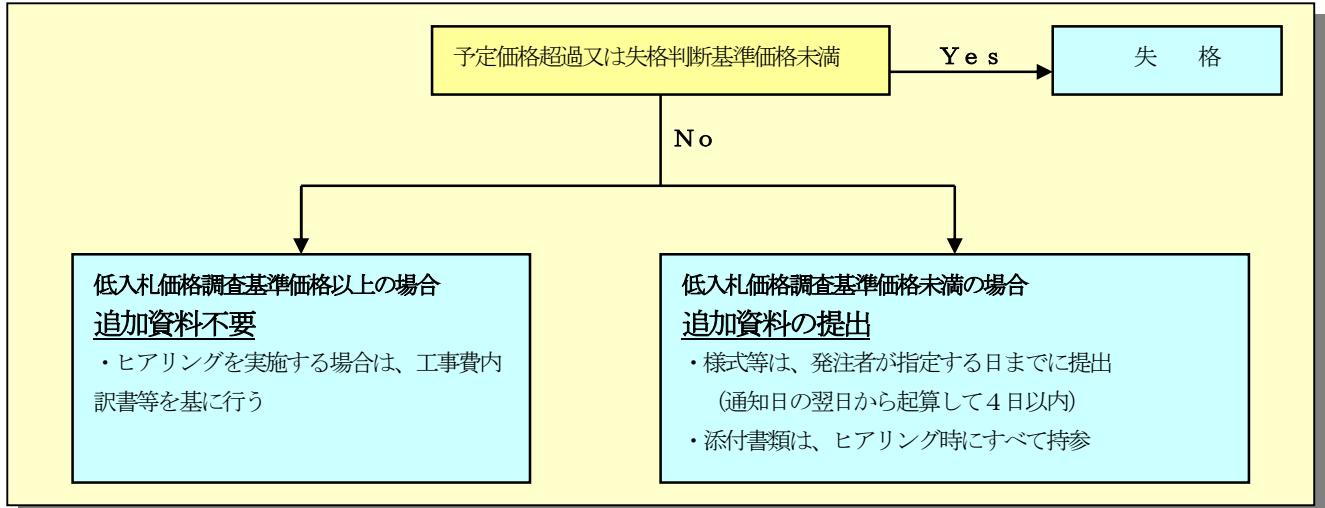


工事費内訳書に疑義がある場合とは、以下の1～4のいずれかに該当する場合をいう。

- 1 直接工事費（工事費内訳書）が直接工事費（積算）の48.5%以下（ $97\% \times 1/2$ ）
- 2 共通仮設費（工事費内訳書）が共通仮設費（積算）の45.0%以下（ $90\% \times 1/2$ ）
- 3 現場管理費（工事費内訳書）が現場管理費（積算）の45.0%以下（ $90\% \times 1/2$ ）
- 4 一般管理費等（工事費内訳書）が一般管理費等（積算）の34.0%以下（ $68\% \times 1/2$ ）

②ヒアリングのための追加資料

入札参加者のうち、低入札価格調査基準価格に満たない入札を行った者は、ヒアリングのための追加資料として、「施工体制確認型総合評価落札方式資料作成要領」（以下資料作成要領という。）に示す様式等（表紙及び様式1～18-2）を提出（2部）を求めるものとする。また、資料作成要領に示した添付資料はヒアリング時にすべて持参し、提示するものとする。なお、追加資料の再提出及び差し替えは認めない。



③施工体制に係る審査方法の通知

ヒアリングを実施する場合は、ファクシミリにより以下の項目を通知する。

- ・ヒアリングの種別 （対面ヒアリング）
- ・追加資料の提出の有無 （有 or 無）
- ・追加資料の詳細 （資料作成要領に示すとおり）
- ・追加資料の提出期限 （発注者が指定する日：通知日の翌日から起算して4日以内。ただし、期限日が県の休日となる場合は、その翌日とする。）
- ・提出方法 （持参すること）
- ・提出先 （入札事務を担当する部局：土木部監理課）
- ・提出部数 （2部）
- ・ヒアリングの実施日時及び場所 （令和〇年〇月〇日 〇〇時〇〇分 〇〇〇会議室）
- ・ヒアリングの対象者 （発注者が指定する配置予定技術者1名を含め、3名以内）

注）提出期限までに追加資料を提出できない場合の取り扱い

施工体制に係る追加資料の提出を必要とする者（低入札価格調査基準価格に満たない入札を行った者）が、提出期限までに追加資料を提出できない場合は、提出できない旨を記載した書面を提出することができる。この場合、無効として取り扱う。（事項の（例）通知書の別紙参照）

(例) 通知書

令和 年（2000年） 月 日

施工体制確認型総合評価落札方式

施工体制に係る審査方法通知書

商号又は名称 株式会社〇〇〇〇
代表者氏名 代表取締役社長 〇〇 〇〇 様

熊本県知事 木村 敬

令和〇〇年（2000年）〇〇月〇〇日に開札のありました、〇〇工事の入札に係る施工体制の審査方法について、下記のとおり通知します。

なお、下記2（追加資料の提出の有無）が「有」の場合で、下記4の追加資料の提出期限までに追加資料が提出できない場合は、別紙を提出して下さい（FAX可）。別紙が提出された場合は、ヒアリングを行わず入札を無効とします。別紙提出後の取消は認めません。

記

1	ヒアリングの種別	対面
2	追加資料の提出の有無	有 ・ 無
3	追加資料の詳細	入札公告共通事項書【別紙1】3のとおり
4	追加資料の提出期限、提出方法、提出先及び提出部数	令和〇〇年（2000年）〇〇月〇〇日 〇〇時（厳守） 持参に限る。 なお、追加資料には様式「表紙（施工体制）」を必ず添付すること。 （日付、住所、商号又は名称、代表者氏名、担当者所属部署、担当者氏名、電話番号、FAX番号、工事番号、工事名、工事場所、添付様式名を記載し、代表者印を必ず押印する事。）提出部数は2部とする。
		〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号 熊本県〇〇地域振興局総務課
		令和〇〇年（2000年）〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分 〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号 熊本県〇〇地域振興局 〇〇〇会議室
5	ヒアリングの実施日時及び場所	
6	ヒアリングの対象者	下記の配置予定技術者（1名）を含む3名以内
		配置予定技術者 〇〇 〇〇

注1） 入札公告共通事項書の【別紙2】（施工体制確認型追加資料等に係る入札無効要件）に該当する場合は、入札公告共通事項書第14に該当する入札として、当該追加資料提出業者の入札を無効とする。

注2） ヒアリングは、「追加資料」、「工事費内訳書」、「技術提案書（施工計画書）」等に基づいて、施工体制の審査を行うが、【別紙3】に示す添付資料の他、ヒアリング時において明確な説明・証明に必要と思われる資料は、必ず全て持参し当方の求めに応じて提示すること。

注3） 追加資料は、提出後の修正及び再提出は認めない。

本通知をご確認頂きましたら、お手数ですが、速やかに着信確認をお願い致します。

連絡先：熊本県〇〇地域振興局〇〇課 担当：〇〇 電話：〇〇 FAX：〇〇

別 紙

令和 年（2000年） 月 日

熊本県知事 木村 敬 様

商号又は名称 株式会社〇〇〇〇
代表者氏名 代表取締役社長 〇〇 〇〇 印
(代表者の印)

担当者
所属部署
氏 名
<電 話>
<F A X>

下記の工事について、施工体制に係るヒアリングのための追加資料の提出通知がありましたが、都合により提出できないので本紙を提出します。

記

- 1 工事番号 〇〇〇第 号
- 2 工 事 名 〇〇〇〇工事
- 3 審査方法通知日 令和 年（2000年） 月 日

注1) 提出期限は、審査方法通知書 記4の追加資料の提出期限までとする。

注2) 提出方法は、審査方法通知書の着信確認連絡先に、持参またはF A Xで提出すること。

(F A Xの場合は、電話で受領の確認を行い、後日持参または郵送すること。)

提出後の取消は認めない。

注3) 必ず代表者印を押印すること。(F A Xの場合も同じ。)

使用する様式一覧

(施工体制確認型総合評価方式のヒアリングのための追加資料様式)

様式番号	名称	提出書類
表紙(施工体制)	施工体制確認型総合評価に係るヒアリングのための追加資料の提出について	○
様式1	当該価格で入札した理由	○
様式2-1	積算内訳書(兼)経費節減額算定調書①	○
様式2-2	積算内訳書に対する明細書(兼)経費節減額算定調書②	○
様式2-3	一般管理費等の内訳書	
様式3	経費節減額算定調書	○
様式4	下請予定業者等一覧表	○
様式5	配置予定技術者名簿	○
様式6-1	手持ち工事の状況(対象工事現場付近)	
様式6-2	手持ち工事の状況(対象工事関連)	
様式7	契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係	
様式8-1	手持ち資材の状況	○
様式8-2	資材等購入予定先一覧	○
様式9-1	手持ち機械の状況	○
様式9-2	機械等リース元一覧	○
様式10-1	労務者の確保計画	○
様式10-2	工種別労務者配置計画	○
様式11	建設副産物の搬出地	○
様式12	建設副産物の搬出及び資機材等の搬入・搬出に関する運搬計画書	○
様式13-1	品質確保体制(品質管理のための人員体制)	○
様式13-2	品質確保体制(品質管理計画書)	○
様式13-3	品質確保体制(出来形管理計画書)	○
様式14-1	安全衛生管理体制(安全衛生教育等)	○
様式14-2	安全衛生管理体制(点検計画)	○
様式14-3	安全衛生管理体制(仮設置計画)	○
様式14-4	安全衛生管理体制(交通誘導員配置計画)	○
様式15	誓約書	
様式16-1	施工体制台帳	○
様式16-2	施工体系図	○
様式17	過去に施工した同種の公共工事名及び発注者	
様式18-1	積算内訳書(兼)下請予定業者等確認調書①	○
様式18-2	積算内訳書に対する明細書(兼)下請予定業者等確認調書②	○

3. 総合評価審査会

総合評価落札方式における技術提案の評価等に関する事務を執行するため、本庁及び出先機関に総合評価審査会を設置します。

○審査会の役割

- ①落札者決定基準に関すること
- ②評価値の決定に関すること
- ③その他総合評価の審査等に必要な事項に関すること

4. 学識経験者の意見聴取

4-1 意見聴取の目的

地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定に基づき、総合評価落札方式での恣意性を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うため「学識経験を有する者」から意見聴取を行います。

【参考】地方自治法施行令

第167条の10の2 普通地方公共団体の長は、(中略) 価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。

4 普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者(次項において「学識経験者」という。)の意見を聴かなければならない。

5 普通公共団体の長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見を述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

4-2 意見聴取の時期

- ①総合評価落札方式の落札者決定基準を定めようとするとき。
- ②総合評価落札方式による落札者を決定しようとするとき。
(基本型については、評価の平準化及び恣意性の排除等の観点から、原則として意見聴取を行います。また、簡易型については、原則として、地方自治法第167条の10の2第5項によることとします。)

4-3 意見聴取の方法

総合評価落札方式における学識経験者による意見聴取については、原則2名以上の学識経験者に直接の意見聴取を行います。

4-4 意見聴取の非公開

学識経験者への意見聴取に際しては、技術提案に関するものなど、企業の知的財産について議論することから、審議内容については非公開、学識経験者名についても非公表にします。

4-5 学識経験者の定義

学識経験者とは、大学の教授や国や県の行政経験者等の専門知識を持つ方のことを学識経験者と呼んでいます。

5. 評価内容の担保

5-1 施工計画の担保

総合評価落札方式で、採用された施工計画等について、発注者と落札者の責任の分担とその内容を明らかにするとともに、その履行を確保するため、契約時に設計図書とします。

実際の施工に際しては、提案のあった施工計画等の内容を満たす施工方法により施工するものとします。

施工計画等については、受注者の実際の施工に反映させ、発注者が確認するものとし、設計図書及び請負代金の変更は行いません。

受注者の責により施工計画等を満たす施工が行われない場合は、工事成績評定表において、「施工計画」得点の満点（10点又は15点）を減点します。また、施工計画等の履行が確認できない場合は、工事成績の減点のほか、施工のやりなおし、契約金額の減額、損害賠償の請求等を行う場合もあります。

なお、施工計画等の履行状況が特に悪質と認められる場合は、契約の解除を行うとともに、指名停止措置等を行います。

5-2 地域貢献度の担保

1) 主要資材の県産資材使用

受注者は、「入札公告（別添）評価に関する基準」において、「主要資材の県産資材使用」が評価項目として設定されている場合は、予め技術申請書に記載した内容を満たす施工を行わなければならないものとします。

受注者の責に帰すべき事由により、予め受注者が技術申請書に記載した内容を満たす施工が行われない場合は、5点を工事成績評定点から減点します。

2) 県内企業への下請け又は自社施工

受注者は、「入札公告（別添）評価に関する基準」において、「県内企業への下請け又は自社施工」（県内企業が参加対象の「土木一式工事」に係る下請けは、1次下請けについて全て県内企業と契約し、かつ地域振興局等の管内に主たる営業所を有する土木一式工事のB等級又はC等級企業への1社以上の1次下請けを含む。）が評価内容として設定されている場合は、予め技術申請書に記載した内容を満たす施工を行わなければならないものとします。

受注者の責に帰すべき事由により、予め受注者が技術申請書に記載した内容を満たす施工が行われない場合は、5点を工事成績評定点から減点します。

5-3 登録基幹技能者の評価の担保

受注者は、「入札公告（別添）評価に関する基準」において、「登録基幹技能者の配置」が評価内容として設定されている場合は、予め技術申請書に記載した登録基幹技能者（以下「登録基幹技能者」という。）を配置しなければなりません。

発注者は、施工計画書提出時や当該作業中及び竣工時に、予め技術申請書に記載した登録基幹技能者の当該作業期間における常駐の是非について確認します。

やむを得ず登録基幹技能者を変更する場合は、「入札公告（別添）評価に関する基準」の「登録基幹技能者の配置」に示す同種の登録基幹技能者を配置しなければなりません。また、「入札公告（別添）評価に関する基準」に示した同種の登録基幹技能者を配置出来ない場合は、5点を工事成績評定点から減点します。

ただし、下記（1）～（5）により登録基幹技能者の配置を継続できなくなった場合は減点を行わず、代わりの者の配置を求めません。その場合受注者は、登録基幹技能者の配置を継続できなくなった事由を記載した報告書を発注者へ提出しなければなりません。

- （1）登録基幹技能者の妊娠、出産により産前産後休業を取得する場合。

母子手帳のコピーを提出すること。

- （2）1歳に満たない子の育児により、育児休業を取得する場合。育児関係の「子」の範囲は、労働者と法律上の親子関係がある子（養子を含む）のほか、特別養子縁組のための試験的な養育期間にある子や養子縁組里親に委託されている子等を含む。

母子手帳のコピー等の1歳に満たない子との関係を証明する資料、及び企業が証明する育児休業証明書（厚生労働省の様式を参照）を提出すること。

- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母及び子（これらの者に準ずる者として、祖父母、兄弟姉妹及び孫を含む）、並びに配偶者の父母の介護により、介護休業を取得する場合。
登録基幹技能者からの介護休業申出書の写しを提出すること。
- (4) 登録基幹技能者が死亡した場合。
- (5) 登録基幹技能者の4日以上入院を伴う傷病
登録基幹技能者が竣工検査までに退院している場合は病院が発行した退院証明書の写し、竣工検査時に未だ入院中の場合は病院が発行した入院証明書の写しを提出すること。

5-4 週休2日の実施の評価の担保

受注者は、「入札公告（別添）評価に関する基準」において、「本工事で週休2日を実施する」旨を技術申請書に記載した場合は、発注者が指定した4週8休以上（通期）の「週休2日（現場閉所型）（現場閉所率28.5%以上）」又は「週休2日（交代制）（平均休日率28.5%以上）」を実施しなければなりません。

「入札公告（別添）評価に関する基準」に示した「本工事で週休2日を実施する」が実施出来ない場合は、5点を工事成績評定点から減点します。ただし、受注者の責によらず真にやむを得ない理由で週休2日を実施できないと判断された場合を除きます。

5-5 ICT施工の実施（試行）の評価の担保

受注者は、「入札公告（別添）評価に関する基準」において、「本工事でICT活用工事の施工を実施する」旨を技術申請書に記載した場合は、発注者が指定した工種のICT施工において予め技術申請書に記載した施工プロセスを実施しなければなりません。

「入札公告（別添）評価に関する基準」に示した本工事で申請した内容のICT活用工事の施工が実施出来ない場合は、5点を工事成績評定点から減点します。ただし、受注者の責によらず真にやむを得ない理由でICTを活用できないと判断された場合を除きます。

5-6 配置予定技術者評価の担保

受注者は、建設業法施行令で定める、技術者を専任で配置することが必要となる工事で、配置予定技術者を専任で配置する旨の技術申請を行った工事においては、予め技術申請書に記載した配置予定技術者（以下「配置予定技術者」という。）を工事現場に専任で配置しなければならないものとします。

また、配置予定技術者は、病休、退職等のほか、工場製作から現場設置への移行がある場合、工期が多年に及ぶ場合、予測し得ない工期延長がある場合等特別な場合を除き、変更は認めません。*

やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、変更前の配置予定技術者が「入札公告（別添）評価に関する基準」で得た得点と同等以上の資格や実績等がある技術者を配置しなければなりません。変更前の配置予定技術者と変更後の配置予定技術者の各評価項目で得た合計得点に差（減点）がある場合は、その差分（補正率は乗じない）について、工事成績評定点から減点します。

ただし、下記（1）～（5）により配置予定技術者を変更する場合は減点を行いません。

- (1) 配置予定技術者の妊娠、出産により産前産後休業を取得する場合。
母子手帳のコピーを提出すること。
- (2) 1歳に満たない子の育児により、育児休業を取得する場合。育児関係の「子」の範囲は、配置予定技術者と法律上の親子関係がある子（養子を含む）のほか、特別養子縁組のための試験的な養育期間にある子や養子縁組里親に委託されている子等を含む。
母子手帳のコピー等の1歳に満たない子との関係を証明する資料、及び企業が証明する育児休業証明書（厚生労働省の様式を参照）を提出すること。
- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母及び子（これらの者に準ずる者として、祖父母、兄弟姉妹及び孫を含む）、並びに配偶者の父母の介護により、介護休業を取得する場合。
配置予定技術者からの介護休業申出書の写しを提出すること。
- (4) 配置予定技術者が死亡した場合。
- (5) 配置予定技術者の4日以上入院を伴う傷病
配置予定技術者が竣工検査までに退院している場合は病院が発行した退院証明書の写し、竣工検査時に未だ入院中の場合は病院が発行した入院証明書の写しを提出すること。

※「監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省）」

「一般競争入札共通事項書」における「配置予定技術者」に関する記載事項 等 参照

5-7 若手技術者の追加配置の評価の担保

受注者は、「入札公告（別添）評価に関する基準」において、「若手技術者の追加配置」が評価内容として設定されている場合は、予め技術申請書に記載した追加配置技術者（以下「追加配置技術者」という。）を配置しなければなりません。

この場合において追加配置技術者は、病休、退職等のほか、工場製作から現場設置への移行がある場合、工期が多年に及ぶ場合、予測し得ない工期延長がある場合等特別な場合を除き、変更を認めません。

やむを得ず追加配置技術者を変更する場合は、「入札公告（別添）評価に関する基準」の「若手技術者の追加配置」に示す条件を満たす追加配置技術者を配置しなければなりません。また「入札公告（別添）評価に関する基準」に示した条件を満たす追加配置技術者を配置出来ない場合は、5点を工事成績評定点から減点します。

ただし、下記（１）～（５）により追加配置技術者の配置を継続できなくなった場合は減点を行わず、代わりの者の配置を求めません。その場合受注者は、追加配置技術者の配置を継続できなくなった事由を記載した報告書を発注者へ提出しなければなりません。

- （１）追加配置技術者の妊娠、出産により産前産後休業を取得する場合。

母子手帳のコピーを提出すること。

- （２）１歳に満たない子の育児により、育児休業を取得する場合。育児関係の「子」の範囲は、追加配置技術者と法律上の親子関係がある子（養子を含む）のほか、特別養子縁組のための試験的な養育期間にある子や養子縁組里親に委託されている子等を含む。

母子手帳のコピー等の１歳に満たない子との関係を証明する資料、及び企業が証明する育児休業証明書（厚生労働省の様式を参照）を提出すること。

- （３）配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母及び子（これらの者に準ずる者として、祖父母、兄弟姉妹及び孫を含む）、並びに配偶者の父母の介護により、介護休業を取得する場合。

追加配置技術者からの介護休業申出書の写しを提出すること。

- （４）追加配置技術者が死亡した場合。

- （５）追加配置技術者の４日以上入院を伴う傷病

追加配置技術者が竣工検査までに退院している場合は病院が発行した退院証明書の写し、竣工検査時に未だ入院中の場合は病院が発行した入院証明書の写しを提出すること。

追加配置技術者は、病休等の特別な理由がある場合を除き、土木工事共通仕様書の第１編１－１－２及び１－１－２２に規定する協議、報告、確認、立会い、工事検査及び段階確認を行うときは、主任（監理）技術者と同席しなければなりません。

5-8 若手技術者の配置の評価の担保（簡易型Ⅰ－N又は簡易型Ⅱ－Nの場合のみ）

受注者は、「入札公告（別添）評価に関する基準」において、「若手技術者の配置」が評価内容として設定されている場合は、予め技術申請書に記載した配置予定技術者を配置しなければなりません。

この場合において配置予定技術者は、病休、退職等のほか、工場製作から現場設置への移行がある場合、工期が多年に及ぶ場合、予測し得ない工期延長がある場合等特別な場合を除き、変更を認めません。

やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、「入札公告（別添）評価に関する基準」の「若手技術者の配置」に示す条件を満たす配置技術者を配置しなければなりません。また、「入札公告（別添）評価に関する基準」に示した条件を満たす配置予定技術者を配置出来ない場合は、5点を工事成績評定点から減点します。

ただし、下記（１）～（５）により配置予定技術者を変更する場合は減点を行いません。

- （１）配置予定技術者の妊娠、出産により産前産後休業を取得する場合。

母子手帳のコピーを提出すること。

- （２）１歳に満たない子の育児により、育児休業を取得する場合。育児関係の「子」の範囲は、配置予定技術者と法律上の親子関係がある子（養子を含む）のほか、特別養子縁組のための試験的な養育期間にある子や養子縁組里親に委託されている子等を含む。

母子手帳のコピー等の１歳に満たない子との関係を証明する資料、及び企業が証明する育児休業証明書（厚生労働省の様式を参照）を提出すること。

- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母及び子（これらの者に準ずる者として、祖父母、兄弟姉妹及び孫を含む）、並びに配偶者の父母の介護により、介護休業を取得する場合。

配置予定技術者からの介護休業申出書の写しを提出すること。

- (4) 配置予定技術者が死亡した場合。

- (5) 配置予定技術者の4日以上入院を伴う傷病

配置予定技術者が竣工検査までに退院している場合は病院が発行した退院証明書の写し、竣工検査時に未だ入院中の場合は病院が発行した入院証明書の写しを提出すること。

5-9 工事成績評定への反映方法

竣工検査時に、施工計画、地域貢献度（主要資材の県産資材使用、県内企業への下請又は自社施工）、登録基幹技能者、週休2日の実施、ICT施工の実施、配置技術者、若手技術者の追加配置、若手技術者の配置（簡易型Ⅰ-N又は簡易型Ⅱ-Nのみ）等についても検査を行います。採用された提案などの履行状況等を評価・確認し、工事成績評定に反映します。

総合評価で求めた施工計画について、施工計画の内容を満たすことができなかった場合は工事成績評定の減点を行います。減点については、「工事成績評定要領の法令遵守」を適用して行います。

施工計画の履行状況の確認方法は以下のとおりです。

- ① 履行状況チェック表を作成します。

- ・現場着手前に、受発注者協議の上、具体的な確認の実施時期や確認方法を定めます。
- ・この際に、発注者が実施不要と認めた受注者の提案については、履行状況チェック表の摘要欄にその旨を記載し、受注者に伝えます。なお、施工中の現場状況の変化により、履行不要となった提案についても、同様に取り扱います。

- ② 実施状況の確認

- ・実施状況の有無を確認する必要がありますので、履行状況チェック表の確認方法等に従って、その都度、実施状況の確認を受けて下さい。

- ③ 竣工検査時の確認

- ・竣工検査時に履行状況チェック表を検査員が検査し、不履行があった場合は減点します。

(様式-11・基本型用) 施工計画書 履行状況チェック表

工事番号		平成〇年度 債務 単県〇〇第1234-0-101号			請負者名：〇〇△会社				
工事名		□□△△線 単県〇〇〇工事							
簡易な施工計画	提案概要	確認の実施時期又は頻度	確認方法	可：○ 否：×	実施状況	確認日	確認者	摘要	
安全管理	①〇〇〇〇			○	現地立会	〇・△・□	〇〇 〇〇		
	②〇〇〇〇			○	現地立会	〇・△・□	〇〇 〇〇		
品質管理					書類確認				

※1 協議して決定
※1 具体的な「確認の実施時期又は頻度」、「確認方法」は、契約締結後、発注者と受注者が協議して決定する。

※2 履行状況
※2 履行状況確認の都度、主任監督員が記入する。

注1) 行が足りない場合は、適宜追加すること。

注2) 受注者の責により施工計画書に記載した内容が不履行の場合、工事成績評定において、評価項目の満点と同じ点数を減点する。

6. 事前登録制度

6-1 適用範囲

競争参加資格における許可業種が「土木一式工事」において、6-2の項目について、事前登録制度を適用します。

事前登録制度適用工事は以下の①～③を総て満たす工事とします。

①熊本県^{※1}が発注する総合評価落札方式による入札工事

※1：土木部、農林水産部、教育庁施設課、企業局を対象とします。

②建設工事の種類が土木一式工事の工事

③令和7年（2025年）6月1日以降公告の工事

6-2 令和7年度（2025年度）の事前登録項目

A1等級（土木一式工事）の企業では以下の①～⑦を対象とし、A2等級（土木一式工事）の企業では以下の⑥～⑦を対象とします。

①工事の種類毎の優良工事等表彰

令和2年度（2020年度）以降に受賞した、許可業種毎の優良工事等表彰

②地域精進度

主たる営業所の所在地

③災害協定の締結

地域振興局長等と締結した大規模災害時の支援活動に関する協定

④災害支援活動の実績

過去2年間（令和5年度～令和6年度）の災害支援活動の実績

⑤社会貢献活動の実績

過去2年間（令和5年度～令和6年度）の社会貢献活動

⑥令和2年度災害関連等工事の受注件数

令和2年（2020年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日までに元請けとして受注契約し

たもののうち、当初請負額が1,500万円以上、又は最終請負額が1,500万円以上の土木一式工事

⑦球磨地域振興局管内における令和2年発生災害復旧工事[※]の受注件数

6-3 事前登録制度の流れ

- ・事前登録制度対象企業からの申請を審査し、認定通知書を発行します。
 - ・総合評価落札方式による入札工事に参加する場合は、入札公告文及び共通事項書を熟読した上で、認定通知書の写しを添付してください（この場合は、事前登録項目に関する、従来の提出資料は必要ありません）。
- ※事前登録制度対象工事については、認定通知書の写しの提出がない場合には評価を行いません。ただし、6-4 1)の①～④項目で更新中の項目がある場合には、その項目の内容を確認出来る資料が提出されていれば評価します。

6-4 事前登録の更新及び新規登録

年度途中で事前登録内容の更新が必要な場合は、下記により申請手続きを行って下さい。ただし、年度当初の申請時に登録可能な項目は、更新の対象になりません。

1) 事前登録の更新が必要な場合

＜A1等級（土木一式工事）の企業の場合＞

原則として、以下の3項目が事前登録更新の対象となります。

①企業評価の優良工事等表彰：

前回申請以降に、登録（申請）済み工事業種以外の異業種工事で新たに表彰を受けた場合（登録済み同業種工事の新たな追加更新の必要はありません。）

②地域精進度（主たる営業所の所在地）：

前回申請日以降に、主たる営業所の所在地に変更があった場合

③災害協定の締結：

前回申請日以降に、災害協定の締結の有無に変更があった場合

④球磨地域振興局管内における令和2年発生災害復旧工事の受注件数：
前回申請以降に新たに令和2年発生災害復旧工事を受注した場合
＜A2等級（土木一式工事）の企業の場合＞

原則として、以下の1項目が事前登録更新の対象となります。

①球磨地域振興局管内における令和2年発生災害復旧工事の受注件数：
前回申請以降に新たに令和2年発生災害復旧工事を受注した場合

注) 企業合併により事前登録内容に変更があった場合は、上記3項目以外であっても事前登録更新の対象となる
事がありますので、その際は申請手続きを行ってください。

2) 事前登録の新規登録が必要な場合

「工事入札参加者資格審査」に伴い格付けの変更があった場合には、速やかに新規登録を行ってください。

3) 事前登録更新の受付

毎月15日まで（土・日・祝日を除く）（9時00分～17時00分）

※郵送の場合は、15日の17時00分までに必着のこと。

『翌月1日以降公告の工事に適用します。』

4) 事前登録更新及び新規登録の申請書の提出先及び提出方法

A1等級（土木一式工事）の企業の場合：（一財）熊本県建設技術センター 《持参又は郵送（書留郵便）

》

A2等級（土木一式工事）の企業の場合：各広域本部土木部技術管理課 《電子申請（LOGOフォーム）》

6-5 合併特例措置（平成17年4月1日熊本県告示第380号）により、新たに事前登録制度適用企業にな
った場合の取扱い

1) 受付

合併後、速やかに申請して下さい。

2) 申請書の提出先及び提出方法

A1等級（土木一式工事）の企業の場合：（一財）熊本県建設技術センター 《持参又は郵送（書留郵便）

》

A2等級（土木一式工事）の企業の場合：各広域本部土木部技術管理課 《電子申請（LOGOフォーム）》

6-6 経常建設共同企業体を登録又は解消した場合の取扱い

1) 受付

合併後、速やかに申請して下さい。

2) 申請書の提出先及び提出方法

A1等級（土木一式工事）の企業の場合：（一財）熊本県建設技術センター 《持参又は郵送（書留郵便）

》

A2等級（土木一式工事）の企業の場合：各広域本部土木部技術管理課 《電子申請（LOGOフォーム）》

6-7 事前登録制度関係様式（4月案内の様式）

「事前登録制度関係様式」（A 1 等級企業：土木一式工事）

事前登録申請書（土木部用）

令和7年（2025年）4月 日

熊本県土木部長 様

住所 :

商号又は名称 :

代表者氏名 :

建設業許可番号 :

熊本県土木部所管総合評価落札方式の事前登録制度に伴い、所定の関係書類を添えて事前登録を申請します。

なお、申請内容及び添付書類については、事実と相違ないことを誓約します。

問い合わせ先 :

担当者名 :

電話番号 :

提出書類チェック欄（提出する書類にチェックを付けて下さい。）

1 申請様式（全て提出）

☐ 申請書（本様式） ☐ 様式-1【事前登録項目】

2 優良工事等表彰関係（全て提出）

☐ 優良工事等の表彰状の写し（企業名が記載された表彰状）

☐ 優良工事等表彰を受賞した工事のコリンス登録（竣工時登録確認書）の写し等

3 災害協定の締結関係（全て提出）

☐ 協定書の写し ☐ 令和7年度（2025年度）の協力体制内容の写し

（ただし、令和7年度（2025年度）の協力体制が未作成の場合は、最新の協力体制内容の写しを提出し、新たな協力体制が確定し次第、写しを提出すること。）

4 災害支援活動関係（全て提出）

☐ 国、県又は県内市町村が発行する証明書の写し

5 社会貢献活動関係

【企業単独での活動の場合】（全て提出。ただし県管理海岸の美化活動の場合は、協定書の写しは不要）

☐ 協定書の写し ☐ 様式-2 ☐ 県への活動報告書の写し

☐ 活動日報の写し（様式自由）

【団体での活動の場合】

☐ 建産連加盟団体が発行する証明書 ☐ 活動内容がわかる新聞記事等の写し ☐ 活動日報の写し（様式自由）

6 令和2年度災害関連等工事の受注件数

☐ 様式-3【申請工事一覧表】（エクセル様式）

☐ 様式-3-1【合冊工事調書①】（〃）（合冊で発注された受注工事を申請する場合のみ）

☐ 様式-3-2【合冊工事調書②】（〃）（合冊で発注された受注工事を申請する場合のみ）

☐ 受注時登録内容確認書（CORINS）の写し（当初請負額 500 万円以上の工事を申請する場合）

☐ 竣工時登録内容確認書（CORINS）の写し（最終請負額 500 万円以上の工事を申請する場合）

☐ 公共工事請負契約書（当初契約分）の写し（当初契約日を確認するため全ての工事）

★（6）令和2年度災害関連等工事に係る添付書類の補足説明

1）令和6年度（2024年度）事前登録項目の認定通知書（令和6年5月交付）に申請漏れがある場合には、その工事に係る関係資料

2）令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日までの受注実績は新規に申請

7 球磨地域振興局管内における令和2年発生災害復旧工事の受注件数

☐ 様式－4 【令和2年発生災害復旧工事申請工事一覧表】（エクセル様式）

☐ 様式－4－1 【合冊工事調書④】（〃）（合冊で発注された受注工事を申請する場合のみ）

☐ 公共工事請負契約書（当初契約分）の写し

☐ 入札公告文（所有している場合のみ）

☐ 入札システム等の写し（入札公告文未提出の場合）（詳細は申請工事一覧表（様式－4）の下部（記入要領等）に記載）

★（7）球磨地域振興局管内における令和2年発生災害復旧工事に係る添付書類の補足説明

令和6年度（2024年度）事前登録項目の認定通知書（更新を含む最新版）に申請漏れがある場合には、その工事に係る関係資料

事前登録項目

商号又は名称 ○○株式会社

項 目	機関名及び登録内容等		申請する場合 「○」 申請しない場合 「×」 (※１)	見出し 名 (※ ２)
①優良工事等表彰の実績	国土交通省 (国土交通行政功労者表彰)			資料①－１
	熊本県 (熊本県優良工事等表彰)			資料①－２
②地域精通度 (※３)	主たる営業所の所在地			
③災害協定の締結	各地域振興局長及び熊本土木事務所長との締結（大規模災害時の支援活動に関する協定）			資料③
④災害支援活動の実績	国からの要請に基づく支援活動			資料④－１
	熊本県からの要請に基づく支援活動			資料④－２
	熊本県内市町村からの要請に基づく支援活動			資料④－３
⑤社会貢献活動の実績	単独	ロードグリーンボランティア協定に基づく活動の実績		資料⑤－１
		くまもとマイリバーサポート協定に基づく活動の実績		資料⑤－２
		県管理海岸における美化活動の実績		資料⑤－３
	団体	建産連加盟団体が主催した美化活動等の実績		資料⑤－４
⑥令和２年度災害関連等工事の受注件数	令和２年度（２０２０年度）～令和６年度（２０２４年度）までの期間			資料⑥
⑦球磨地域振興局管内における令和２年発生災害復旧工事の受注件数	球磨地域振興局管内において令和５年１月１日以降に入札公告が行われた令和２年発生災害復旧工事のうち予定価格３，０００万円以上の土木一式工事の受注件数（※４）			資料⑦

※１：各項目について、申請する場合には「○」印、申請しない場合には「×」印を必ず記入して下さい。

※２：提出書類には、必ず「見出し名（資料①－１等）」を付けて下さい。

※３：地域精通度（主たる営業所の所在地）は事前登録申請書（表紙）に記載してある住所で判断しますので、書類の提出は不要です。

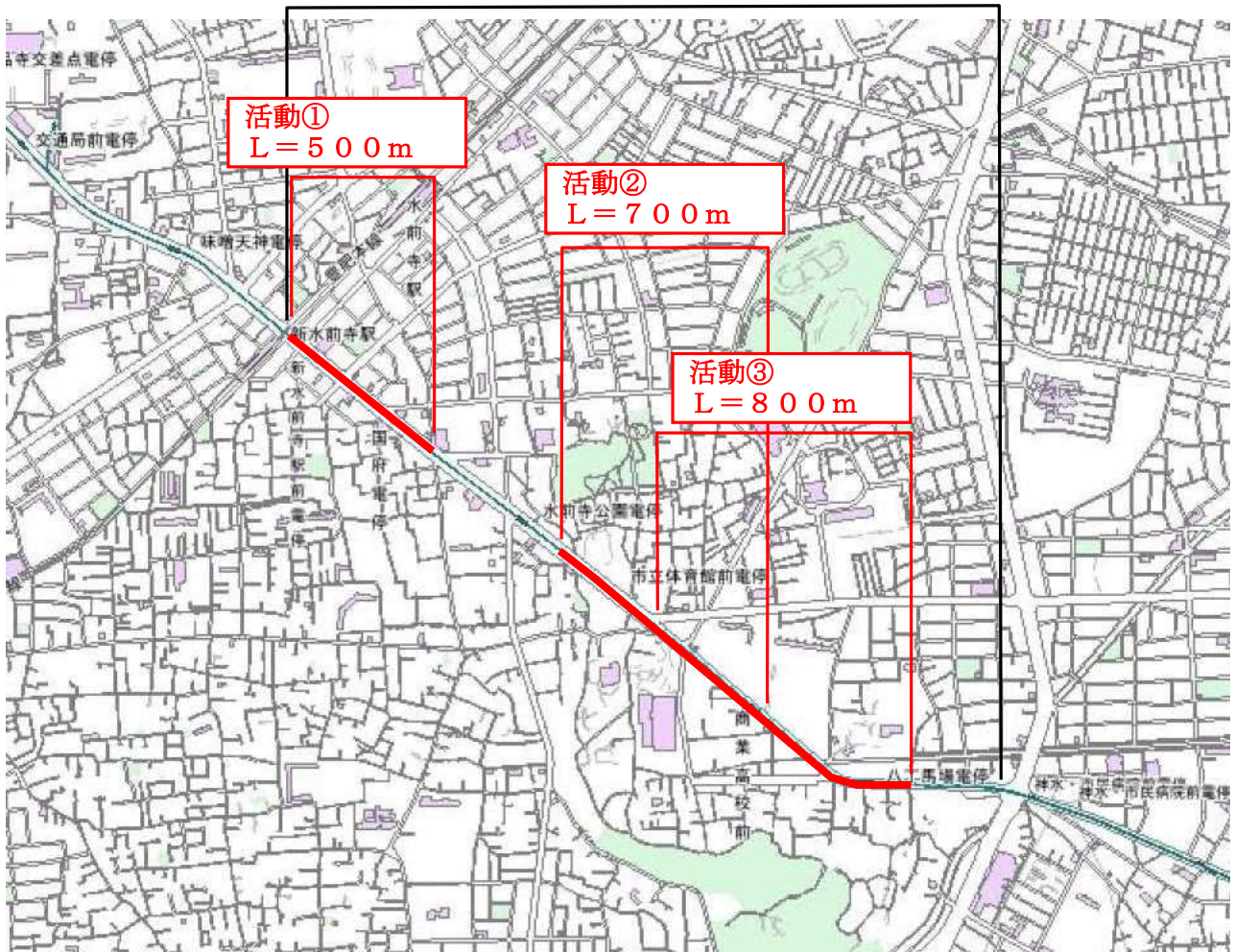
※４：今回の事前登録手続きにおいては、令和７年（２０２５年）４月１１日までに契約した工事とします。令和７年（２０２５年）４月１２日以降に受注した工事において、更新が必要な場合は、事前登録認定通知書受領後、直ちに変更登録手続きを行って下さい。

社会貢献活動区域の地図

商号又は名称 ○○株式会社

活動年度	社会貢献活動名	路線名・河川名	活動場所
H 2 9	ロードクリーン ボランティア	県道○○○○線	○○市○○町○○地内

ロードクリーンボランティア協定延長 L = 2. 2 k m



copyright : 熊本県・市町村電子自治体共同運営協議会

- ・社会貢献活動毎（様式－１に申請した活動毎）に、別葉で作成すること
 - ・協定締結の延長（＝協定書の延長）を旗揚げ（黒色）すること
（ただし、県管理海岸の美化活動は除く）
 - ・実際の社会貢献活動延長（＝活動報告書の延長）を旗揚げ（赤色）すること
 - ・社会貢献活動区域が判別できる様に、適度な縮尺の地図を用いること

【記載例】

最終積算額で申請の場合は「」書きとし
添付書類には「竣工時コリンズ」を提出

【申請工事一覧表】

様式-3(土木部A)等適用

一 覧 表 番 号	入札契約担当部署	工 事 名	単体・JV の別	当初契約日	当初積算額 (最終積算額)	管外 管内 の別	非受注工事で受注 した工事を申請 する場合に記入 (発注工事番号)	提出(添付書類) チェック欄	
								受注時 (竣工時) コリンズ	受注時 契約書
①	〇〇地域振興局 〇〇部〇〇課	〇〇川河川源流災害対策特別 緊急工事	単体	R6.〇月〇日	100,000,000			レ	レ
②	〇〇地域振興局 〇〇部〇〇課	〇〇川2年発生河川災害復旧 (〇〇号)工事	単体	R6.〇月〇日	18,000,000		1	レ	レ
③	〇〇地域振興局 〇〇部〇〇課	〇〇川2年発生河川災害復旧 (〇〇号)工事	単体	R6.〇月〇日	115,000,000		1	レ	レ
④	〇〇地域振興局 〇〇部〇〇課	〇〇川単線河川箇所(緊急)工 事	単体	R6.〇月〇日	15,000,000		5	レ	レ
⑤	〇〇地域振興局 〇〇部〇〇課	〇〇線2年発生道路災害復旧工 事	JV	R6.〇月〇日	80,000,000			レ	レ

500万円以上の工事:コリンズ
500万円未満の工事:契約書

【合冊工事調査①】

〇合冊工事で受注した工事で、合冊された各工事で単独1工事(契約単位)の当初積算額が1,500万円以上の工事を含む
場合

(合冊工事で受注した全ての工事について記載)

(合冊工事番号1)

様式-3-1(土木部用)

	入札契約担当部署	工 事 名	単体・JV の別	当初契約日	当初積算額 (最終積算額)	管外 管内 の別	申請工事 一覧表番号	提出(添付書類) チェック欄	
								受注時 (竣工時) コリンズ	受注時 契約書
a	〇〇地域振興局 〇〇課	〇〇川2年発生河川災害復旧 (〇〇号)工事	単体	R6.〇月〇日	18,000,000		②	レ	レ
b	〇〇地域振興局 〇〇課	〇〇川2年発生河川災害復旧 (〇〇号)工事	単体	R6.〇月〇日	115,000,000		③	レ	レ
c	〇〇地域振興局 〇〇課	〇〇川2年発生河川災害復旧 (〇〇号)工事	単体	R6.〇月〇日	3,000,000				レ
d				↑同日の日付					
e									
計					36,000,000				

評価(1工事で1,500万円以上の工事)

最終積算額で申請の場合は「」書きとし
添付書類には「竣工時コリンズ」を提出

【合冊工事調査②】

〇合冊工事で受注した工事で、合冊された各工事で単独1工事(契約単位)の当初積算額が全て1,500万円未満で、かつ
全ての

合計額が1,500万円以上の場合

(合冊工事で受注した全ての工事について記載)

(合冊工事番号5)

代表(最上段に記載して
いる)工事名のみを申請

様式-3-2(土木部用)

	入札契約担当部署	工 事 名	単体・JV の別	当初契約日	当初積算額 (最終積算額)	管外 管内 の別	申請工事 一覧表番号	提出(添付書類) チェック欄	
								受注時 (竣工時) コリンズ	受注時 契約書
a	〇〇地域振興局 〇〇課	〇〇川2年発生河川災害復旧 (〇〇号)工事	単体	R6.〇月〇日	15,000,000			レ	レ
b	〇〇地域振興局 〇〇課	〇〇川2年発生河川災害復旧 (〇〇号)工事	単体	R6.〇月〇日	3,000,000				レ
c	〇〇地域振興局 〇〇課	〇〇川2年発生河川災害復旧 (〇〇号)工事	単体	R6.〇月〇日	5,000,000			レ	レ
d				↑同日の日付					
e									
計					23,000,000		④		

評価(合計額1,500万円以上で1件)

「事前登録制度関係様式」（A 2 企業：土木一式工事）（4 月案内の申請フォーム画面）

☒ 入力
 ☐ 確認
 ☐ 完了

下記のフォームにご入力をお願いします。

Q1. 申請者情報

会社名

会社名 必須 0 / 64

会社所在地

郵便番号 必須 0 / 8 都道府県 必須 市区町村 必須 0 / 64

番地以降 必須 0 / 64

会社電話番号

電話番号 必須 0 / 15

会社代表者

氏 必須 0 / 64 名 必須 0 / 64

担当者

氏 必須 0 / 64 名 必須 0 / 64

メールアドレス 必須 0 / 128 メールアドレス（随時） 必須 0 / 128

Q2. 今回更新する項目

☐ 「令和 2 年度災害関連等工事の受注件数」のみ有り
☐ 「球磨地域振興局管内における令和 2 年度発生災害復旧工事」のみ有り
☐ 両方有り

Q3. 令和 2 年度災害関連等工事の受注件数（今回更新後の合計件数を選択）

☐ 0 件
☐ 1 件
☐ 2 件
☐ 3 件
☐ 4 件
☐ 5 件
☐ 6 件
☐ 7 件
☐ 8 件
☐ 9 件
☐ 10 件以上

Q4. 様式-1__令和 2 年度災害関連等工事 必須

項目ID: 4

Q5. コリンスの写し（新規案件のみ）__令和 2 年度災害関連等工事 必須

項目ID: 11

Q6. 契約書の写し（新規案件のみ）__令和 2 年度災害関連等工事 必須

項目ID: 6

Q7. 球磨地域振興局管内における令和 2 年度発生災害復旧工事の受注件数（今回更新後の合計件数を選択） 必須

☐ 0 件
☐ 1 件
☐ 2 件以上

項目ID: 3

Q8. 様式-2__球磨地域振興局管内における令和 2 年度発生災害復旧工事 必須

項目ID: 5

Q9. 契約書の写し（新規案件のみ）__球磨地域振興局管内における令和 2 年度発生災害復旧工事 必須

項目ID: 7

Q10. 入札公告文の写し（新規案件のみ）__球磨地域振興局管内における令和 2 年度発生災害復旧工事

項目ID: 8

Q11. 入札契約情報等の写し（新規案件のみ）__球磨地域振興局管内における令和 2 年度発生災害復旧工事

項目ID: 9

Q12. 共同企業体協定書の写し（新規案件のみ）（共同企業体のみ）__球磨地域振興局管内における令和 2 年度発生災害復旧工事

項目ID: 10

記入例

最終請負額で申請の場合は「」書きとし、
添付書類には「竣工時コリンズ」を提出

【申請工事一覧表】

様式-1(土木部A2用)

一覧表 番号	入札契約担当部署	工 事 名	単体・JV の別	当初契約日	当初請負額 (最終請負額)	管外 管内 の別	合冊工事で受注 した工事申請 する場合に記入 (合冊工事番号)	提出(添付書類) チェック欄	受注時 (竣工時) コリンズ	受注時 契約書
①	〇〇地域振興局 〇〇部〇〇課	〇〇川河川浸食災害対策特 別緊急工事	単体	R6〇月〇日	100,000,000				レ	レ
②	〇〇地域振興局 〇〇部〇〇課	〇〇川2年発生河川災害復旧 (〇〇号)工事	単体	R6〇月〇日	10,000,000		1		レ	レ
③	〇〇地域振興局 〇〇部〇〇課	〇〇川2年発生河川災害復旧 (〇〇号)工事	単体	R6〇月〇日	(15,500,000)		1		レ	レ
④	〇〇地域振興局 〇〇部〇〇課	〇〇川奥具河川笹瀬(緊急) 工事	単体	R6〇月〇日	(10,000,000)		5		レ	レ
⑤	〇〇地域振興局 〇〇部〇〇課	〇〇川2年発生道路災害復旧 工事	JV	R6〇月〇日	80,000,000				レ	レ

【合冊工事調査①】

〇合冊工事で受注した工事で、合冊された各工事で単独1工事(契約単位)の当初請負額が1,500万円以上の工事を含む場合
(合冊工事で受注した全ての工事について記載)

(合冊工事番号1)

様式-1-1(土木部A2用)

	入札契約担当部署	工 事 名	単体・JV の別	当初契約日	当初請負額 (最終請負額)	管外 管内 の別	申請工事 一覧表番号	提出(添付書類) チェック欄	受注時 (竣工時) コリンズ	受注時 契約書
a	〇〇地域振興局 〇〇課	〇〇川2年発生河川災害復旧 (〇〇号)工事	単体	R6〇月〇日	10,000,000		②		レ	レ
b	〇〇地域振興局 〇〇課	〇〇川2年発生河川災害復旧 (〇〇号)工事	単体	R6〇月〇日	(15,500,000)		③		レ	レ
c	〇〇地域振興局 〇〇課	〇〇川2年発生河川災害復旧 (〇〇号)工事	単体	R6〇月〇日	3,000,000					レ
d				↑同日の日付						
e										
計					36,500,000					

評価(1工事で1,500万円以上の工事)

【合冊工事調査②】

〇合冊工事で受注した工事で、合冊された各工事で単独1工事(契約単位)の当初請負額が全て1,500万円未満で、かつ全ての
合計額が1,500万円以上の場合

(合冊工事で受注した全ての工事について記載)

(合冊工事番号5)

様式-1-2(土木部A2用)

	入札契約担当部署	工 事 名	単体・JV の別	当初契約日	当初請負額 (最終請負額)	管外 管内 の別	申請工事 一覧表番号	提出(添付書類) チェック欄	受注時 (竣工時) コリンズ	受注時 契約書
a	〇〇地域振興局 〇〇課	〇〇川2年発生河川災害復旧 (〇〇号)工事	単体	R6〇月〇日	(1,500,000)				レ	レ
b	〇〇地域振興局 〇〇課	〇〇川2年発生河川災害復旧 (〇〇号)工事	単体	R6〇月〇日	3,000,000					レ
c	〇〇地域振興局 〇〇課	〇〇川2年発生河川災害復旧 (〇〇号)工事	単体	R6〇月〇日	(5,500,000)				レ	レ
d				↑同日の日付						
e										
計					(10,000,000)		④			

評価(合計額1,500万円以上で1件)

「事前登録申請に関する詳細事項」(A 1 等級企業用)

1 全体事項

申請上の注意点

- ・申請書の日付は必ず記入して下さい。(持参の場合は提出日。 郵送の場合は投函日)
- ・提出する書類を確認し、申請書の提出書類チェック欄にチェックを付けて下さい。

2. 個別事項

(1) 令和2年度(2020年度)以降の「優良工事等表彰」の実績

- ・国土交通省及び熊本県発注工事における優良工事等表彰の実績を評価します。
- ・「優良工事等表彰」とは「国土交通行政功労者及び団体の表彰」、「熊本県優良工事等表彰制度(平成17年4月施行)」及び「熊本県土木部建築住宅局優良工事表彰」に基づく表彰とします。
- ・同種又は異種の優良工事等表彰の受賞実績を評価します。
- ・同種・異種は、土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、舗装工事、しゅんせつ工事等の許可業種で区分します。(建設業法 別表第一(上欄)に掲げられた建設工事の種類毎とします。)
- ・「国土交通行政功労者表彰」は、企業名及び工事名が記載されている表彰とします。
- ・「優良施工業者(工事部門)表彰」、「安全施工業者表彰」、「優良工事における下請負業者表彰」などとし、工事名が記載されていないものは、評価の対象外となります。
- ・事前登録対象期間は、令和2年度(2020年度)表彰以降から令和7年(2025年)3月31日までの表彰とします。
- ・共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の工事とします。
- ・経常建設共同企業体で申請する場合は、全ての構成員の受賞実績を評価します。

<提出書類>

- ・優良工事等表彰を受賞した企業名及び工事名が記載された表彰状の写し
 - ・優良工事等表彰を受賞した工事のコリンズ登録(竣工時登録内容確認書)の写し(ただし、コリンズの竣工登録がない場合は、県工事においては入札公告など受賞した工事の種類(許可業種)が確認できる資料の写し)
 - ・国土交通行政功労者及び団体の表彰については、国土交通省功労表彰であることを証明する資料を添付してください。
- (例：記者発表資料の写しや授賞式案内の写し)

申請上の注意点

- ・事前登録で申請する優良工事等表彰は、企業が受けた表彰のみが対象です。
- ・土木一式工事の優良工事等表彰を受賞資料を提出してください。
- ・土木一式工事の受賞実績がない場合、異種工事の資料を提出してください。

(2) 地域精進度

- ・主たる営業所の所在地は事前登録申請書(表紙)に記載してある住所で判断しますので、書類の提出は不要です。
- ・経常建設共同企業体で申請する場合は、代表構成員が要件を満たしている場合に評価します。(熊本県建設工事共同企業体運用基準により、主たる営業所は代表構成員の主たる営業所)

(3) 災害協定の締結

- ・当該工事の入札公告日において、発注工事を管轄する地域振興局等との大規模災害時の支援活動に関する協定を評価します。
(企業が加入している組織が協定を締結している場合は、その企業を評価対象とします。)
- ・経常建設共同企業体で申請する場合は、いずれかの構成員が要件を満たしている場合に評価します。

<提出書類>

- ・当該地域振興局等と締結した協定書の写し
- ・当該地域振興局等と締結した協定書第5条に基づき、地域振興局等に報告した令和7年度の協力体制の内容の写し(協力体制表、支援活動名簿等の入札参加企業が協力体制の一員を構成している事が確認できる書類)

申請上の注意点

- ・協定書の写し、令和7年度(2025年度)の協力体制内容の写しを提出。
(協定を締結している組織が発行した証明書ではありません。ただし、提出時点において、令和7年度(2025年度)の体制表が未作成の場合は、最新のものを提出しても構いませんが、申請書提出期間後において、当該年度の体制表を地域振興局等に報告した場合は、速やかに(一財)熊本県建設技術センターにも当該年度の体制表の写しを提出してください。

(4) 過去2年間「災害支援活動」の実績

- ・評価対象の災害支援活動は、
 - ① 過去2年間(令和5年度(2023年度)～令和6年度(2024年度))に、国、県又は県内市町村の要請により実施した公共施設*¹の災害支援活動とします。
(道路維持修繕業務委託等の年間委託業務に基づき実施した活動は対象となりません。)
- ※1：国、県又は県内市町村が管理する道路法、河川法、港湾法、漁港漁場整備法、海岸法、砂防法、急傾斜地法、地すべり防止法、下水道法、水道法等における施設、及び建築物等施設とします。
- ・発注工事を管轄する地域振興局等内での実績を評価対象とします。なお、複数の地域振興局等で活動がある場合はそれぞれ評価対象となります。
- ・経常建設共同企業体で申請する場合は、全ての構成員の活動実績を評価します。

<添付書類>

- ・国、県又は県内市町村の証明書の写し

申請上の注意点

- ・証明書は、施設名、活動場所、活動内容、実施日、証明日、証明者名及び押印が必要です。
- ・同じ地域振興局等での活動資料を複数提出する必要はありません。地域振興局等毎に1件、資料を提出してください。

(5) 過去2年間の「社会貢献活動」の実績

- ・令和5年度(2023年度)から令和6年度(2024年度)において、美化活動を行った場合に評価します。
- ・評価対象の社会貢献活動及び提出書類は以下のとおりです。

【企業単独での活動】

- ①ロードクリーンボランティア協定に基づく県管理道路の美化活動実績
(「道の里親運動」協定については、ロードクリーンボランティア協定とみなします。)
- ②くまもとマイリバーサポート協定に基づく県管理河川の美化活動実績
- ③県管理海岸における美化活動(流木処理等)の実績

<提出書類>

- ・協定書の写し(上記③は除く)
- ・社会貢献活動区域の地図(別添様式-2による)
- ・県への活動報告書の写し
- ・活動日報の写し(様式自由)
- ・経常建設共同企業体で申請する場合は、全ての構成員の活動実績を評価します。

【団体での活動】

- ④各建設産業団体連合会加盟団体が主催して行った公共施設の美化活動等の公共性、公益性に資する社会貢献活動の実績

<提出書類>

- ・建設産業団体連合会加盟団体が発行する証明書及び活動内容がわかる新聞記事等の写し
- ・自社が2名以上参加し、活動の延べ人数は30名以上の活動であることを証明する資料（活動日報など）

申請上の注意点

- ・「ロードクリーンボランティア」、「くまもとマイリバーサポート」は協定に基づいた活動が評価対象です。よって、協定締結日以前の活動や、協定区間外の活動は評価対象となりません。
- ・県管理海岸の美化活動における活動報告書は、くまもとマイリバーサポート協定の活動報告書を準用します。
- ・団体での活動の場合、活動した企業の参加実績を建設産業団体連合会加盟団体が証明し、自社が2名以上参加し、活動の延べ人数は30名以上の活動でないと評価対象となりません。
- ・単独での活動と団体での活動の両方の実績がある場合、単独での活動実績の資料のみ提出してください。

（6）令和2年度災害関連等工事の受注件数

- ・令和2年度災害関連等工事とは、以下のとおりです。
 - （1）令和2年発生災害復旧工事
 - （2）（1）に係る災害復旧助成事業、災害関連事業、災害関連緊急事業、激甚災害対策特別緊急事業、特定緊急砂防事業、復旧治山事業、林地荒廃防止事業及び緊急総合治山事業等、関連事業の建設工事
 - （3）（1）の災害に起因する再度災害防止に係るその他の建設工事
 - （4）令和2年7月豪雨による影響で河川・砂防・ダム等に堆積した土砂を撤去する建設工事
- ・評価対象工事は、熊本県土木部、農林水産部、教育庁施設課、企業局又は県警本部が発注した土木一式工事を元請として受注契約した工事
- ・評価対象の期間は、令和2年（2020年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日までに元請として受注契約した工事。
- ・評価対象の金額は、当初請負額1,500万円以上、又は、令和7年（2025年）3月31日以前に竣工検査及び工事目的物の引き渡し完了している工事については、最終請負額が1,500万円以上の工事。
- ・共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の工事とします。
- ・経常建設共同企業体で申請する場合は、全ての構成員の受注実績を評価します。
- ・合冊して発注され受注した工事で、合冊された各工事（契約単位）の当初請負額が1,500万円以上の工事を含む場合は、それぞれ当初請負額1,500万円以上の各工事（契約単位）の件数を評価対象とします。（イメージ①参照）
- ・合冊して発注され受注した工事で、合冊された各工事（契約単位）の当初請負額が全て1,500万円未満であっても、全ての合計額が1,500万円以上の場合は、1件として評価します。（イメージ②参照）

○イメージ①

合冊する工事	当初請負額	
A工事	16,000,000	≥1,500万円
B工事	20,000,000	≥1,500万円
C工事	4,000,000	
合冊工事 計	40,000,000	

※評価工事件数＝2件（A工事・B工事）

○イメージ②

合冊する工事	当初請負額	
A工事	6,000,000	<1,500万円
B工事	5,000,000	<1,500万円
C工事	4,000,000	<1,500万円
合冊工事 計	15,000,000	≥1,500万円

※評価工事件数＝1件（合冊工事 計）

- ・合冊工事についても、元請けとして竣工検査及び工事目的物の引き渡し完了している土木一式工事については、最終請負額が1,500万円以上の工事も対象とします。（イメージ①、イメージ②では、「当初請負額」を「最終請負額」に読み替える。）

○令和2年度災害関連等工事に該当する代表的な工事名リストを記載します。

【土木部所管工事】

- ・○○川（道路の場合は、国道又は県道○○線 等）2年発生・・・災害復旧工事
- ・○○川河川等単県災害復旧工事
- ・○○線単県道路災害復旧工事
- ・○○川単県砂防施設災害復旧工事
- ・○○○○○○○災害復旧事業（○○○）工事
- ・○○川単県河川掘削（緊急浚渫債）工事 等

【農林水産部所管工事】

- ・○○地区県営農地等災害復旧事業（農地等）第○号工事
- ・○○地区県営災・工事費（過年）第○号工事
- ・○○地区単県農地等災害復旧事業第○号工事
- ・○○管内県有林林道災害復旧事業第○号工事
- ・○○管内県有林作業道等災害復旧事業第○号工事
- ・○○管内林地荒廃防止施設災害復旧事業（○○）第○号工事
- ・○○管内治山激甚災害対策特別緊急事業第○号工事
- ・○○管内災害関連緊急治山事業第○号工事
- ・○○管内復旧治山事業火山地域（○○）第○号工事
- ・○○管内現年林地荒廃防止施設災害復旧事業（○○）第○号工事
- ・○○管内過年林地荒廃防止施設災害復旧事業（○○）第○号工事
- ・○○管内単県治山（○○）（○○）事業第○号工事
- ・○○管内復旧治山事業通常地域（○○）第○号工事 等

○留意事項

- ・評価する工事は10件までとします。
- ・上記工事名リスト以外に「災害」の単語がつかない工事名でも令和2年度災害関連等工事に該当する場合があります。
- ・上記工事名リスト以外でも令和2年度災害関連等工事に該当すると判断される受注工事がある場合は、申請書に記入のうえ、提出して下さい。
- ・複数の受注（特に10件を超える）実績をお持ちの企業は、上記工事リストにある工事名を優先して記載して下さい。
- ・昨年度の申請に漏れがある場合には、今回、新たに申請を行うとともにその工事に係る関係書類を提出して下さい。
- ・令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日までの受注実績は、新規に申請してください。

＜提出書類＞

- ・受注時登録内容確認書（CORINS）の写し（当初請負額が500万円以上の工事を申請する場合）
- ・竣工時登録内容確認書（CORINS）の写し（最終請負額が500万円以上の工事を申請する場合）
- ・公共工事請負契約書（当初契約分）の写し（当初契約日を確認するため全ての工事）

（7）球磨地域振興局管内における令和2年発生災害復旧工事の受注件数

- ・評価対象工事は、熊本県が発注した球磨地域振興局管内の土木一式工事のうち令和5年1月1日以降に入札公告が行われた令和2年発生災害復旧工事で、発注工事の技術申請書締切日までに元請けとして契約した予定価格3,000万円（税込み）以上の工事です。ただし、今回の事前登録手続きにおいては、令和7年（2025年）4月11日までに契約した工事とします。
- ・令和7年（2025年）4月12日以降に受注した工事において、更新が必要な場合は、事前登録認定通知書受領後、直ちに変更登録手続きを行って下さい。
- ・令和2年発生災害復旧工事とは、以下のとおりです。

【土木部所管工事】

- ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法対象事業における復旧費のみで行う災害復旧工事

(工事名例)

- ・〇〇川(道路の場合は、国道、県道、村道〇〇線 等) 2年発生・・・災害復旧工事

【農林水産部所管工事】

- ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づく令和2年に発生した農地災害復旧工事又は農業用施設災害復旧工事、治山施設は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用対象となる公共土木施設に係る林地荒廃防止施設又は地すべり防止施設の災害復旧工事。いずれも関連事業は除く。

(工事名例)

- ・球磨管内過年林地荒廃防止施設災害復旧事業第〇号工事
- ・〇〇地区県営農地等災害復旧事業第〇号工事
- ・共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の工事とします。
- ・経常建設共同企業体で申請する場合は、全ての構成員の受注実績を評価します。
- ・合冊して発注され受注した工事で、合冊された各工事(契約単位)の予定価格が3,000万円以上の工事を含む場合は、それぞれ予定価格3,000万円以上の各工事(契約単位)の件数を評価対象とします。(イメージ③参照)
- ・合冊して発注され受注した工事で、合冊された各工事(契約単位)の予定価格が全て3,000万円未満であっても、各工事の合計額が3,000万円以上となる場合は、1件として評価します。(イメージ④参照)

○イメージ③

合冊する工事	予定価格	
A工事	40,000,000	≥3,000万円
B工事	31,000,000	≥3,000万円
C工事	28,000,000	<3,000万円
合冊工事 計	99,000,000	

※評価工事件数=2件(A工事・B工事)

○イメージ④

合冊する工事	予定価格	
A工事	7,000,000	<3,000万円
B工事	8,000,000	<3,000万円
C工事	16,000,000	<3,000万円
合冊工事 計	31,000,000	≥3,000万円

※評価工事件数=1件(A+B+C工事)

○留意事項

- ・評価する工事は2件までとします。
- ・工事仕様書(表紙)の左下に「令和2年度災害関連等工事」の表示がある場合であっても上記の「令和2年発生災害復旧工事」以外の工事は評価しません。

<提出書類>

- ・公共工事請負契約書(当初契約分)の写し
- ・県の入札情報公開サービスシステム(以降PPI)から出力した入札公告文(所有している場合のみ。)
- ・入札公告文を提出しない場合は、予定価格等が記載された県の電子入札システムから出力した「調達案件概要」又はPPIから出力した「入札契約情報」及び「入札結果等」等
- ・当該工事が共同企業体によるもの場合は、共同企業体協定書の写し。

3 事前登録の更新

年度途中で事前登録内容の更新が必要な場合は、下記により申請手続きを行って下さい。ただし、年度当初の申請時に登録可能な項目は、更新の対象になりません。

(1) 事前登録の更新が必要な場合

原則として、以下の4項目が事前登録更新の対象となります。

①企業評価の優良工事等表彰:

前回申請以降に、登録(申請)済み工事業種以外の異業種工事で新たに表彰を受けた場合(登録済み同業種工事の新たな追加更新の必要はありません。)

②地域精通度(主たる営業所の所在地):

前回申請日以降に、主たる営業所の所在地に変更があった場合

③災害協定の締結:

前回申請日以降に、災害協定の締結の有無に変更があった場合

④球磨地域振興局管内における令和2年発生災害復旧工事の受注件数:

前回申請以降に新たに球磨地域振興局管内における令和2年発生災害復旧工事を受注した場合
注) 企業合併により事前登録内容に変更があった場合は、上記4項目以外であっても事前登録更新の対象となる
る事がありますので、その際は申請手続きを行って下さい。

(2) 事前登録更新の受付

毎月15日まで(土・日・祝日を除く)(9時00分～17時00分)

※郵送の場合は、15日の17時00分までに必着のこと。(書留郵便に限る)

(3) 申請書の提出先及び提出方法

(一財) 熊本県建設技術センター 《持参又は郵送(書留郵便)》

〒861-4214 熊本市南区城南町舞原東194

TEL 0964-28-6926

4 合併特例措置(平成17年4月1日熊本県告示380号)により、新たに事前登録制度適用企業になった場合の取扱い

(1) 受 付

合併後、速やかに申請して下さい。

(2) 申請書の提出先及び提出方法

(一財) 熊本県建設技術センター 《持参又は郵送(書留郵便)》

〒861-4214 熊本市南区城南町舞原東194

TEL 0964-28-6926

お問い合わせ先

・事前登録の制度に関するお問い合わせ:

熊本県土木部土木技術管理課技術管理班 TEL 096-333-2491 (直通)

・事前登録の申請に関するお問い合わせ

(一財) 熊本県建設技術センター TEL 0964-28-6926

5 経常建設共同企業体を登録又は解消した場合の取扱い

(1) 受 付

合併後、速やかに申請して下さい。

(2) 申請書の提出先及び提出方法

(一財) 熊本県建設技術センター 《持参又は郵送(書留郵便)》

〒861-4214 熊本市南区城南町舞原東194

TEL 0964-28-6926

お問い合わせ先

・事前登録の制度に関するお問い合わせ:

熊本県土木部土木技術管理課技術管理班 TEL 096-333-2491 (直通)

・事前登録の申請に関するお問い合わせ

(一財) 熊本県建設技術センター TEL 0964-28-6926

「事前登録申請に関する詳細事項」(A2等級企業用)

1 全体事項

(1) 申請対象企業について

令和7年度(2025年度)より、申請が必要なのは事前登録制度の登録項目(①令和2年度災害関連等工事受注件数、②球磨地域振興局管内における令和2年発生災害復旧工事の受注件数)において、令和6年5月に通知した事前登録申請通知書の内容から変更がある企業のみ必要となります。変更がない企業は申請不要です。

- 1) 期限内に申請がなかった場合は、令和6年度(2024年度)認定通知書(令和6年(2024年)5月の認定通知書の交付を受けている場合)と同様の実績件数で、令和7年度(2025年度)の認定通知書を通知します。
- 2) 令和6年度(2024年度)に申請を行っていない場合は、新たに令和7年度(2025年度)に申請が必要です。
- 3) 令和6年度(2024年度)に申請を行っておらず、令和7年度(2025年度)にも申請がなかった場合は、認定通知書は交付されず、事前登録制度の登録項目は令和7年(2025年)6月1日以降の事前登録制度適用の入札工事において評価無しとなります。
- 4) 昨年度の申請に漏れがある場合については、今回申請を行ってください。

(2) 電子申請化について

令和7年度(2025年度)より、書面、郵送での申請ではなく電子(LOGOフォーム)※1による申請となります。書面、郵送での申請は受け付けません。

- 1) HPに掲載のURLからLOGOフォームへアクセスいただき、「会社情報」、「各項目の更新後の件数」を入力していただきます。
- 2) 提出資料についても、電子データ(PDF等)でLOGOフォームへアップロードする形となります。
- 3) 提出資料電子データ(PDF等)については、指定されたファイル名で提出してください。
詳細は「2 個別事項」の各項目の＜提出書類(電子データ)＞をご覧ください。

詳細な申請方法は「土木一式A2等級 説明(LOGOフォーム申請方法)」をご覧ください。

※1: LOGOフォームとは、株式会社トラストバンクが提供する「電子申請システム」です。

2 個別事項

(1) 令和2年災害関連等工事の受注件数

- ・令和2年度災害関連等工事とは、以下のとおりです。
 - (1) 令和2年発生災害復旧工事
 - (2) (1)に係る災害復旧助成事業、災害関連事業、災害関連緊急事業、激甚災害対策特別緊急事業、特定緊急砂防事業、復旧治山事業、林地荒廃防止事業及び緊急総合治山事業等、関連事業の建設工事
 - (3) (1)の災害に起因する再度災害防止に係るその他の建設工事
 - (4) 令和2年7月豪雨による影響で河川・砂防・ダム等に堆積した土砂を撤去する建設工事
- ・評価対象工事は、熊本県土木部、農林水産部、教育庁施設課、企業局又は県警本部が発注した土木一式工事を元請として受注契約した工事
- ・評価対象の期間は、令和2年(2020年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日までに元請として受注契約した工事。
- ・評価対象の金額は、当初請負額1,500万円以上、又は、令和7年(2025年)3月31日以前に竣工検査及び工事目的物の引き渡し完了している工事については、最終請負額が1,500万円以上の工事。
- ・共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の工事とします。
- ・経常建設共同企業体で申請する場合は、全ての構成員の受注実績を評価します。
- ・合冊して発注され受注した工事で、合冊された各工事(契約単位)の当初請負額が1,500万円以上の工事を含む場合は、それぞれ当初請負額1,500万円以上の各工事(契約単位)の件数を評価対象とします。
(イメージ①参照)

- ・合冊して発注され受注した工事で、合冊された各工事（契約単位）の当初請負額が全て1,500万円未満であつても、全ての合計額が1,500万円以上場合は、1件として評価します。（イメージ②参照）

○イメージ①

合冊する工事	当初請負額	
A工事	16,000,000	≥1,500万円
B工事	20,000,000	≥1,500万円
C工事	4,000,000	
合冊工事 計	40,000,000	

※評価工事件数＝2件（A工事・B工事）

○イメージ②

合冊する工事	当初請負額	
A工事	6,000,000	<1,500万円
B工事	5,000,000	<1,500万円
C工事	4,000,000	<1,500万円
合冊工事 計	15,000,000	≥1,500万円

※評価工事件数＝1件（合冊工事 計）

- ・合冊工事についても、元請けとして竣工検査及び工事目的物の引き渡しが完了している土木一式工事については、最終請負額が1,500万円以上の工事も対象とします。（イメージ①、イメージ②では、「当初請負額」を「最終請負額」に読み替える。）

○令和2年度災害関連等工事に該当する代表的な工事名リストを記載します。

●令和2年発生豪雨災害に係る復旧・関連工事

【土木部所管工事】

- ・○○川（道路の場合は、国道又は県道○○線 等）2年発生・・・災害復旧工事
- ・○○川河川等単県災害復旧工事
- ・○○線単県道路災害復旧工事
- ・○○川単県砂防施設災害復旧工事
- ・○○○○○○○災害復旧事業（○○○）工事
- ・○○川単県河川掘削（緊急浚渫債）工事

等

【農林水産部所管工事】

- ・○○地区県営農地等災害復旧事業（農地等）第○号工事
- ・○○地区県営災・工事費（過年）第○号工事
- ・○○地区単県農地等災害復旧事業第○号工事
- ・○○管内県有林林道災害復旧事業第○号工事
- ・○○管内県有林作業道等災害復旧事業第○号工事
- ・○○管内林地荒廃防止施設災害復旧事業（○○）第○号工事
- ・○○管内治山激甚災害対策特別緊急事業第○号工事
- ・○○管内災害関連緊急治山事業第○号工事
- ・○○管内復旧治山事業火山地域（○○）第○号工事
- ・○○管内現年林地荒廃防止施設災害復旧事業（○○）第○号工事
- ・○○管内過年林地荒廃防止施設災害復旧事業（○○）第○号工事
- ・○○管内単県治山（○○）（○○）事業第○号工事
- ・○○管内復旧治山事業通常地域（○○）第○号工事

等

○留意事項

- ・評価する工事は10件までとします。
- ・上記工事名リスト以外に「災害」の単語がつかない工事名でも令和2年度災害関連等工事に該当する場合があります。
- ・上記工事名リスト以外でも令和2年度災害関連等工事に該当すると判断される受注工事がある場合は、申請書に記入のうえ、提出して下さい。
- ・複数の受注（特に10件を超える）実績をお持ちの企業は、上記工事リストにある工事名を優先して記載して下さい。
- ・昨年度の申請に漏れがある場合には、今回、新たに申請を行ってください。
- ・令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日までの受注実績は、新規に申請してください。

＜電子申請による入力＞

- ・別紙「土木一式A2等級 説明（LOGO フォーム申請方法）」に沿って申請を行ってください。
- ・入力する「令和2年度災害関連等工事の受注件数」は必ず今回更新後の合計件数を入力してください。
例1：前年度認定件数6件、今回追加件数1件の場合は、更新後の合計件数（6件＋1件）となる「7件」を選択してください。
例2：前年度認定件数6件、今回追加件数0件の場合は、更新後の件数となる「6件」を選択してください。

＜提出書類（電子データ）＞

- ・様式－1【申請工事一覧表】（エクセル様式）
様式－1－1【合冊工事調書①】（〃）（合冊で発注された受注工事を申請する場合のみ）
様式－1－2【合冊工事調書②】（〃）（合冊で発注された受注工事を申請する場合のみ）
※ファイル名の冒頭に企業名を記載すること
例：《〇〇工務店》04-1【土木部】R7 事前登録：様式－1（令和2年度災害関連等工事一覧表等）（A2 等級企業）
- ・受注時登録内容確認書（CORINS）の写し（当初請負額が500万円以上の工事を申請する場合）
※PDF等の電子データをLOGO フォームでアップロード
※ファイル名は「企業名_コリンズ（令和2年度災害関連）」とすること。
例：〇〇工務店_コリンズ（令和2年度災害関連）
- ・竣工時登録内容確認書（CORINS）の写し（最終請負額が500万円以上の工事を申請する場合）
※PDF等の電子データをLOGO フォームでアップロード
※ファイル名は「企業名_コリンズ（令和2年度災害関連）」とすること。
例：〇〇工務店_コリンズ（令和2年度災害関連）
- ・公共工事請負契約書（当初契約分）の写し（当初契約日を確認するため全ての工事）
※PDF等の電子データをLOGO フォームでアップロード
※ファイル名は「企業名_契約書（令和2年度災害関連）」とすること。
例：〇〇工務店_契約書（令和2年度災害関連）

（2）球磨地域振興局管内における令和2年発生災害復旧工事の受注件数

- ・評価対象工事は、熊本県が発注した球磨地域振興局管内の土木一式工事のうち令和5年1月1日以降に入札公告が行われた令和2年発生災害復旧工事で、発注工事の技術申請書締切日までに元請けとして契約した予定価格3,000万円（税込み）以上の工事です。ただし、今回の事前登録手続きにおいては、令和7年4月11日までに契約した工事とします。
- ・令和7年4月12日以降に受注した工事において、更新が必要な場合は、事前登録認定通知書受領後、直ちに変更登録手続きを行って下さい。
- ・令和2年発生災害復旧工事とは、以下のとおりです。

【土木部所管工事】

- ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法対象事業における復旧費のみで行う災害復旧工事（工事名例）
・〇〇川（道路の場合は、国道、県道、村道〇〇線 等）2年発生・・・災害復旧工事

【農林水産部所管工事】

- ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づく令和2年に発生した農地災害復旧工事又は農業用施設災害復旧工事、治山施設は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用対象となる公共土木施設に係る林地荒廃防止施設又は地すべり防止施設の災害復旧工事。いずれも関連事業は除く。（工事名例）
・球磨管内過年林地荒廃防止施設災害復旧事業第〇号工事
・〇〇地区県営農地等災害復旧事業第〇号工事
- ・共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の工事とします。
- ・経常建設共同企業体で申請する場合は、全ての構成員の受注実績を評価します。

- ・合冊して発注され受注した工事で、合冊された各工事（契約単位）の予定価格が3,000万円以上の工事を
含む場合は、それぞれ予定価格3,000万円以上の各工事（契約単位）の件数を評価対象とします。（イメ
ージ③参照）
- ・合冊して発注され受注した工事で、合冊された各工事（契約単位）の予定価格が全て3,000万円未満であ
っても、各工事の合計額が3,000万円以上となる場合は、1件として評価します。（イメージ④参照）

○イメージ③

合冊する工事	予定価格	
A工事	40,000,000	≥3,000万円
B工事	31,000,000	≥3,000万円
C工事	28,000,000	<3,000万円
合冊工事 計	99,000,000	

※評価工事件数 = 2件（A工事・B工事）

○イメージ④

合冊する工事	予定価格	
A工事	7,000,000	<3,000万円
B工事	8,000,000	<3,000万円
C工事	16,000,000	<3,000万円
合冊工事 計	31,000,000	≥3,000万円

※評価工事件数 = 1件（A+B+C工事）

○留意事項

- ・評価する工事は2件までとします。
- ・工事仕様書（表紙）の左下に「令和2年度発生災害関連等工事」の表示がある場合であっても上記の「令和2年発
生災害復旧工事」以外の工事は評価しません。
- ・昨年度の申請に漏れがある場合には、今回、新たに申請を行ってください。

＜電子申請による入力＞

- ・別紙「土木一式A2等級 説明（LOGO フォーム申請方法）」に沿って申請を行ってください。
- ・入力する「球磨地域振興局管内における令和2年度発生災害復旧工事の受注件数」は必ず今回更新後の
合計件数を入力してください。

例1：前年度認定件数6件、今回追加件数1件の場合は、更新後の合計件数（1件+1件）となる
「2件以上」を選択してください。

例2：前年度認定件数1件、今回追加件数0件の場合は、更新後の件数となる「1件」を選択してく
ださい。

＜提出書類（電子データ）＞

- ・様式-2【令和2年発生災害復旧工事申請工事一覧表】（エクセル様式）
- ・様式-2-1【合冊工事調書④】（リ）（合冊で発注された受注工事を申請する場合のみ）
※ファイル名の冒頭に企業名を記載すること。
例：《〇〇工務店》04-2【土木部】R7 事前登録：様式-2（令和2年発生災害復旧工事申請工事一覧表
等）（A2 等級企業）
- ・公共工事請負契約書（当初契約分）の写し
※PDF等の電子データをLOGO フォームでアップロード
※ファイル名は「企業名_契約書（球磨局災害）」とすること。
例：〇〇工務店_契約書（球磨局災害）
- ・県の入札情報公開サービスシステム（以降PPI）から出力した入札公告文（所有している場合のみ。）
※PDF等の電子データをLOGO フォームでアップロード
※ファイル名は「企業名_入札公告文（球磨局災害）」とすること。
例：〇〇工務店_入札公告文（球磨局災害）
- ・入札公告文を提出しない場合は、予定価格等が記載された県の電子入札システムから出力した「調達案件概
要」又はPPIから出力した「入札契約情報」及び「入札結果等」等
※PDF等の電子データをLOGO フォームでアップロード
※ファイル名は「企業名_入札契約情報等（球磨局災害）」とすること。
例：〇〇工務店_入札契約情報等（球磨局災害）
- ・当該工事が共同企業体によるもの場合は、建設工事共同企業体協定書の写し。
※PDF等の電子データをLOGO フォームでアップロード
※ファイル名は「企業名_共同企業体協定書（球磨局災害）」とすること。
例：〇〇工務店_共同企業体協定書（球磨局災害）

(3) 申請先及び申請方法

対象企業	申請先 (申請 URL)	住所	提出方法
県央広域本部（熊本、宇城、上益城）管内に主たる営業所を有する企業	県央広域本部土木部（熊本土木事務所）技術管理課 https://logoform.jp/form/x4b6/960360	〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6 丁目 18-1 防災センター 5 階 TEL096-333-2787	電子申請（LOGO フォーム）
県北広域本部（菊池、玉名、鹿本、阿蘇）管内に主たる営業所を有する企業	県北広域本部土木部（菊池地域振興局）技術管理課 https://logoform.jp/form/x4b6/965594	〒861-1331 菊池市限府 1271-10 TEL0968-25-2165	
県南広域本部（八代、芦北、球磨）管内に主たる営業所を有する企業	県南広域本部土木部（八代地域振興局）技術管理課 https://logoform.jp/form/x4b6/965452	〒866-0811 八代市西片町 1660 TEL0965-33-4182	
天草広域本部管内に主たる営業所を有する企業	天草広域本部土木部（天草地域振興局）技術管理課 https://logoform.jp/form/x4b6/937135	〒863-0013 天草市今釜新町 3530 TEL0969-22-4392	

3 事前登録の更新

年度途中で事前登録内容の更新が必要な場合は、下記により申請手続きを行って下さい。ただし、年度当初の申請時に登録可能な項目は、更新の対象になりません。

(1) 事前登録の更新が必要な場合

原則として、以下の項目が事前登録更新の対象となります。

①球磨地域振興局管内における令和 2 年発生災害復旧工事の受注件数：

前回申請以降に新たに球磨地域振興局管内における令和 2 年発生災害復旧工事を受注した場合
注) 企業合併により事前登録内容に変更があった場合は、上記項目以外であっても事前登録更新の対象となる
事がありますので、その際は申請手続きを行って下さい。

(2) 事前登録更新の受付

毎月 15 日まで（土・日・祝日を除く）（9 時 00 分～17 時 00 分）

(3) 申請先及び申請方法

電子申請（LOGO フォーム）で申請後に、必ず電話連絡にて申請した旨を連絡してください。

対象企業	申請先 (申請 URL)	住所	提出方法
県央広域本部（熊本、宇城、上益城）管内に主たる営業所を有する企業	県央広域本部土木部（熊本土木事務所）技術管理課	〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6 丁目 18-1 防災センター 5 階 TEL096-333-2787	電子申請（LOGO フォーム）
県北広域本部（菊池、玉名、鹿本、阿蘇）管内に主たる営業所を有する企業	県北広域本部土木部（菊池地域振興局）技術管理課	〒861-1331 菊池市限府 1271-10 TEL0968-25-2165	
県南広域本部（八代、芦北、球磨）管内に主たる営業所を有する企業	県南広域本部土木部（八代地域振興局）技術管理課	〒866-0811 八代市西片町 1660 TEL0965-33-4182	
天草広域本部管内に主たる営業所を有する企業	天草広域本部土木部（天草地域振興局）技術管理課	〒863-0013 天草市今釜新町 3530 TEL0969-22-4392	

※申請 URL は前記 2 (3) と同様です。

4 合併特例措置（平成17年4月1日熊本県告示380号）により、新たに事前登録制度適用企業になった場合の取扱い

（1）受 付

合併後、速やかに申請して下さい。

（2）申請先及び申請方法

電子申請（LOGOフォーム）で申請後に、必ず電話連絡にて申請した旨を連絡してください。

対象企業	申請先 (申請 URL)	住所	提出方法
県央広域本部（熊本、宇城、上益城）管内に主たる営業所を有する企業	県央広域本部土木部（熊本土木事務所）技術管理課	〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6 丁目 18-1 防災センター 5 階 TEL096-333-2787	電子申請（LOGO フォーム）
県北広域本部（菊池、玉名、鹿本、阿蘇）管内に主たる営業所を有する企業	県北広域本部土木部（菊池地域振興局）技術管理課	〒861-1331 菊池市限府 1271-10 TEL0968-25-2165	
県南広域本部（八代、芦北、球磨）管内に主たる営業所を有する企業	県南広域本部土木部（八代地域振興局）技術管理課	〒866-0811 八代市西片町 1660 TEL0965-33-4182	
天草広域本部管内に主たる営業所を有する企業	天草広域本部土木部（天草地域振興局）技術管理課	〒863-0013 天草市今釜新町 3530 TEL0969-22-4392	

※申請 URL は前記 2（3）と同様です。

5 経常建設共同企業体を登録又は解消した場合の取扱い

（1）受 付

合併後、速やかに申請して下さい。

（2）申請先及び申請方法

電子申請（LOGOフォーム）で申請後に、必ず電話連絡にて申請した旨を連絡してください。

対象企業	申請先 (申請 URL)	住所	提出方法
県央広域本部（熊本、宇城、上益城）管内に主たる営業所を有する企業	県央広域本部土木部（熊本土木事務所）技術管理課	〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6 丁目 18-1 防災センター 5 階 TEL096-333-2787	電子申請（LOGO フォーム）
県北広域本部（菊池、玉名、鹿本、阿蘇）管内に主たる営業所を有する企業	県北広域本部土木部（菊池地域振興局）技術管理課	〒861-1331 菊池市限府 1271-10 TEL0968-25-2165	
県南広域本部（八代、芦北、球磨）管内に主たる営業所を有する企業	県南広域本部土木部（八代地域振興局）技術管理課	〒866-0811 八代市西片町 1660 TEL0965-33-4182	
天草広域本部管内に主たる営業所を有する企業	天草広域本部土木部（天草地域振興局）技術管理課	〒863-0013 天草市今釜新町 3530 TEL0969-22-4392	

※申請 URL は前記 2（3）と同様です。

お問い合わせ先

- ・事前登録の制度に関するお問い合わせ：
熊本県土木部土木技術管理課技術管理班 TEL 096-333-2491
- ・事前登録の申請に関するお問い合わせ

県央広域本部管内の企業	県央広域本部土木部技術管理課	TEL096-333-2787
県北広域本部管内の企業	県北広域本部土木部技術管理課	TEL0968-25-2165
県南広域本部管内の企業	県南広域本部土木部技術管理課	TEL0965-33-4182
天草広域本部管内の企業	天草広域本部土木部技術管理課	TEL0969-22-4392

7. その他

7-1 情報公開

手続の透明性・公平性を確保するため、評価に関する基準及び落札者の決定方法については、あらかじめ入札公告等において明らかにします。

(1) 入札前

総合評価落札方式の適用工事では、入札公告及び入札公告共通事項書等において以下の事項を明記します。

- ①総合評価落札方式の適用の旨
- ②評価に関する基準（評価項目、評価基準及びその得点配分）
- ③評価の方法及び落札者の決定方法
- ④施工計画等が履行できなかった場合の措置

(2) 入札後

落札者の決定後は、速やかに以下の事項を公表します。

- ①入札参加者名 ②技術評価点 ③入札価格 ④評価値

事例) 実施結果の公表

様式6

総合評価方式による入札の実施結果表

工 事 名 : ○○線 ○○○工事
予 定 価 格 : 0円(税抜き)
低 入 札 価 格 調 査 基 準 価 格 : 0円(税抜き)
開 札 日 :
施 工 理 由 : 価格と技術力を総合的に評価することが妥当と判断される工事であるため

入札者名	加算点内訳			施工体制評価	技術評価点 (標準点+加算点+施工体制評価点)	入札価格 (税抜き)	評価値	落札者
	施工計画	企業評価	配置予定技術者の 評価					
(株)○○建設	○○.○	○○.○	○○.○	○○.○	123.89	90,565,000	136.7968	
○○産業(株)	○○.○	○○.○	○○.○	○○.○	118.70	91,065,000	130.3465	[落札]
○○工業(有)	○○.○	○○.○	○○.○	○○.○	116.96	90,565,000	129.1448	

7-2 開示請求

【情報公開条例に基づく開示請求】

技術提案内容に関する、第三者からの開示請求に対しては、企業の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるため開示しません。(熊本県情報公開条例 第7条第3号アに該当)

【情報公開条例に基づかない任意の情報提供依頼】

入札参加者の自社の加算点内訳点数に関しては、情報公開条例によらず自社からの書面（様式自由）による申し出により情報提供を行うこととしますが、点数の根拠となる審査内容等については情報提供しません。

ただし、情報提供は当該工事の契約締結後（仮契約も含む）とします。

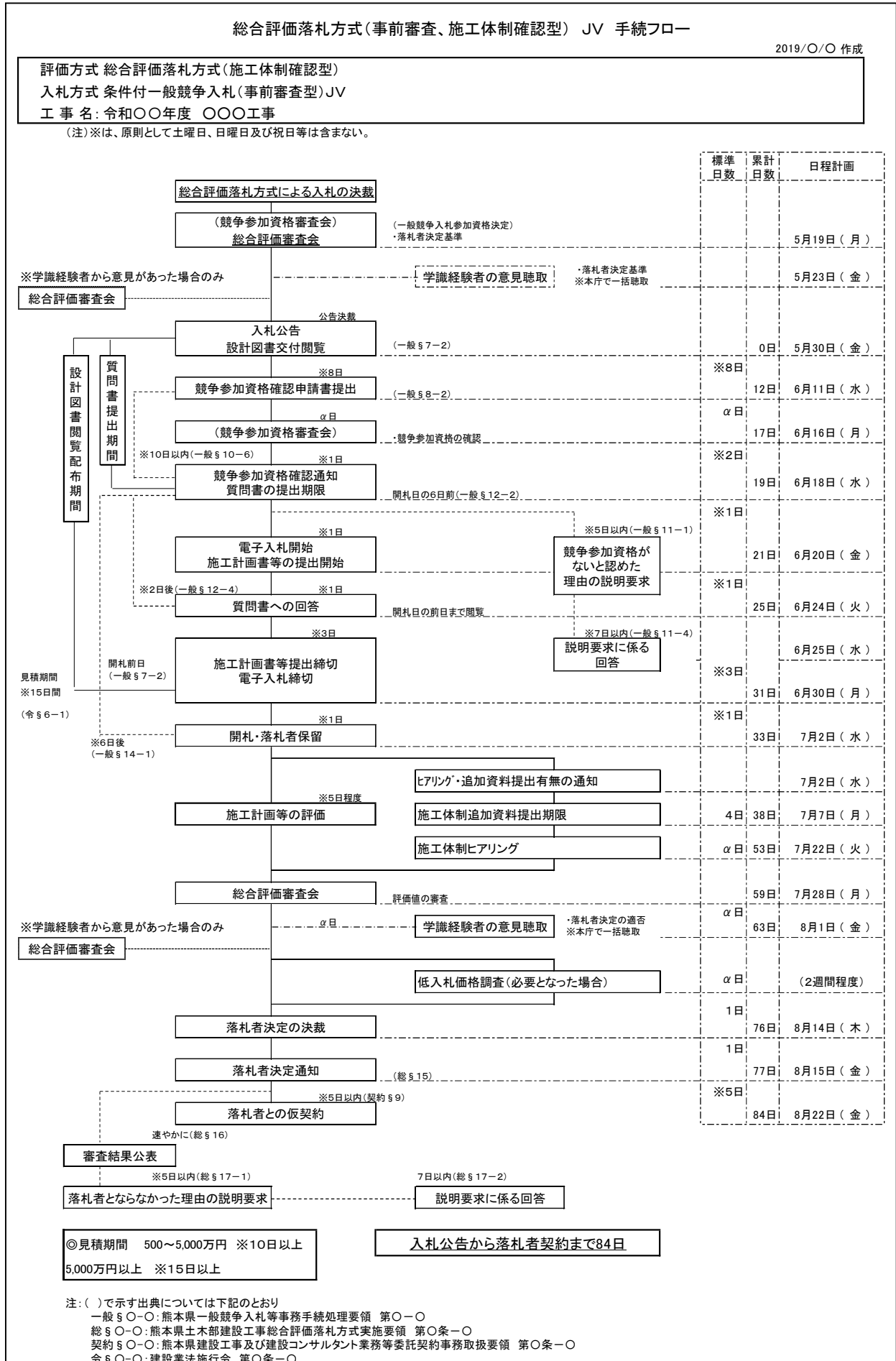
7-3 秘密保持

入札参加者から提出された技術提案等は提案者の知的財産であるため、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにします。また、提案者の了解を得ることなく提案の全部又は一部のみを他の工事で採用することのないようにし、その取り扱いについて適正に対応します。

ただし、以後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、提案者に通知することなく県が発注する工事に無償で使用できるものとし、技術提案等を求める場合はあらかじめ入札説明書等での旨を明記します。

8. 総合評価落札方式の手順

8-1 総合評価落札方式（事前審査、施工体制確認型）JV 手順フロー



8-2 総合評価落札方式（事後審査、施工体制確認型）基本型・簡易型 手順フロー

